

## 埼玉県

# 令和5・6年度 物品等競争入札参加資格審査 変更申請の手引

### 【共同受付参加自治体】

【県】 埼玉県

【市】 上尾市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、越谷市、坂戸市、狭山市、白岡市、蓮田市、東松山市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、三郷市

【町】 伊奈町、小鹿野町、鳩山町、美里町、三芳町、毛呂山町、吉見町、寄居町

《変更申請》 登録内容が変わった場合や追加する場合は変更申請が必要です。

項目	申請期限
①本社・代表者情報（本社所在地、本社名、代表者等）の変更	随時
②契約者情報（登録事業所、契約権限のある方等）の変更	
③自治体の追加・削除	毎月5日 締切
④業種の追加・削除	
⑤格付情報の追加（障害者法定雇用率等の達成、ISO14001・ISO9001の取得）	翌月1日 登録
⑥営業の廃止	
⑦業種追加を伴わない営業品目（小分類）の追加	随時
⑧その他（申請担当者、使用印鑑等）の変更	

②③：新規申請の場合があります。

⑤：決算情報（資本金・その他自己資本額以外）従業員数の変更申請は不要です。

### 《申請方法》

競争入札参加資格申請受付システムから申請データを入力送信、メールの案内に従って、提出書類を事業者申請ポータルに添付の上、送信してください。（原則、郵送不要・持参不可）

《問い合わせ先》 メールでお問い合わせください。

#### 制度に関すること（共同受付窓口）

メールアドレス a5770-09@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-5775（平日8:30～17:00（12:00～13:00を除く））

#### パソコン操作、システムに関すること（埼玉県電子入札ヘルプデスク）

メールアドレス a5770-07@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-2263（平日 8:30～17:00）

# 申請の流れ

## I 提出書類の準備

- ・変更申請する内容によって提出書類が異なります。
- ・「8 提出書類一覧表」（36 ページ〜）を確認して、提出書類を揃えてください。

### 【変更申請】

変更申請は内容によって申請期限が異なります。

随時：①本社・代表者情報、②契約者情報、⑦営業品目（小分類）の追加

⑧その他（申請担当者・使用印鑑届等）

毎月5日：③自治体の追加・削除、④業種の追加・削除、⑤格付情報の追加

⑥営業の廃止（名簿登録の削除）

詳しくは7ページ

## II パソコンの設定（Microsoft Edge の設定）

- ・パソコンのブラウザは Microsoft Edge を使用します。

詳しくは9ページ〜

## III 【電子申請】申請データの入力・送信

競争入札参加資格申請受付システム

運用時間：毎日8時30分～23時00分

システム入口		
入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
<ul style="list-style-type: none"><li>●発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧</li><li>●入札結果の閲覧</li><li>●発注見直し情報（工事等）の閲覧</li><li>●競争入札参加資格者名簿の閲覧</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●競争入札参加資格審査の申請</li><li>●競争入札参加資格審査結果通知書のダウンロード</li><li>●パスワードの変更・更新</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●電子入札の操作</li><li>●電子証明書（ICカード）の利用者登録</li></ul>
どなたでも閲覧できます。	ユーザIDとパスワードが必要です。 （物品等の初めての新規申請では不要です。） ※パスワードが分からない場合は <a href="#">こちら</a> 電子証明書（ICカード）は不要です。	競争入札参加資格（競争入札参加資格者名簿への登録）と電子証明書（ICカード）が必要です。 <small>代表者、契約者等、登録内容が変わった時は、申請手続が必要です。新代表者名簿等の電子証明証を使用した入札は無効となるほか、入札参加停止等の対象となることがあります。</small>

### 【手順】

- ①システム入口の「競争入札参加資格申請受付システム」をクリック
- ②業務区分の選択画面で「2 物品等」を選択
- ③申請受付メインページで「3 ログイン」をクリック、申請年度を「令和5年・6年」を選択、ユーザID、パスワードを入力して「送信」をクリックして「変更申請書作成」をクリック。
- ④変更申請内容を入力
  - \* 提出書類を見ながら正確に入力してください。
  - \* メールアドレスの入力誤りに注意してください。

自治体名	契約年月日				契約金額（税込）	
	令和	年	月	日	千円	
	令和	年	月	日		
	令和	年	月	日		
	令和	年	月	日		
	令和	年	月	日		
	令和	年	月	日		

過去の2年間の官公署との契約実績（その他）

誓約・同意事項  
 ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと  
 ・申請先団体の暴力団排除条例等の規定に基づく暴力団等の反社会勢力と関係がないこと  
 ・申請状況等について、税担当課に照会することに同意すること  
 以上について確認しました。

一時保存 送信 戻る

**【手順】**

- すべての入力が完了したら、
- ⑤登録画面の下の「誓約・同意事項」を確認し、チェックを入れ、出てきた「送信」ボタンをクリック
  - ⑥次に登録確認画面が出たら内容を確認し、画面下の「送信」ボタンをクリック  
 \* 登録確認画面の送信ボタンを押すと、データの修正ができなくなるので注意
  - ⑦データ登録完了画面で、「受付票印刷」ボタンを押す。
  - ⑧受付票をPDFにして保存
  - ⑨「戻る」ボタンでメインページに戻る。
  - ⑩申請担当者のメールアドレスに届く「書類提出方法のご案内」メールを確認

件名【物品等競争入札参加資格申請】  
 書類提出方法のご案内（受付番号：）  
 ■ 受付番号：  
 ■ アクセスキー：

事業者申請ポータルを始めて  
 利用する方は次ページの  
 ⑪～の事業者登録をしてください。  
 既に登録済みの方は次の⑬へ

**IV 【事業者申請ポータル】書類の添付／送信**

詳しくは26ページ～

**【手順】**

- ⑬⑭で届いたメールにあるリンクから「事業者申請ポータル」にアクセス  
 \* メールにある受付番号・アクセスキーを使用
- ⑮事業者ポータルの「競争入札参加資格申請」をクリック
- ⑯「物品」添付書類提出フォームをクリック
- ⑰⑭で届いた受付番号、アクセスキーを入力
- ⑱入力チェックを押し、入力フォームから提出方法を選び、クリップボタンを押して、準備した提出書類を添付
- ⑲右上の送信ボタンを押す \* 送信は1回のみとなります。
- ⑳「メッセージを送信してください」が出たら、未入力のまま閉じる

**【物品】添付書類提出フォーム**

【物品】入札参加資格申請

- ・「操作マニュアル（手引）」の案内に従って、必要事項の入力及びファイル添付をした上、送信してください。（必ず定められた期限内に申請してください。）
- ・添付書類は種別に分けて添付してください。  
 ※ファイルの形式は原則PDFまたは画像ファイルです。

添付ファイルを追加

連絡先

\* 受付番号

半角数字で入力してください。

\* アクセスキー

半角英数字で入力してください。

入力チェック

送信

未入力の必須項目

受付番号 アクセスキー

申請手続きは終了となります

- ・事業者申請ポータルを初めて利用される方は、事業者登録をする必要があります。



### 【手順】

- ①⑩で届いたメールにあるリンクから「事業者申請ポータル」にアクセス
- ⑫事業者ポータルの「事業者登録」をクリック
- ⑬事業者情報と管理者情報を入力  
\*登録後、メールアドレスは修正ができませんので、入力誤りに注意してください。
- ⑭管理者の連絡先メールアドレスに「登録完了・パスワード設定」の案内メールが届く。
- ⑮案内に従ってパスワードを設定し、事業者登録終了。
- ⑯提出書類をPDFにする。

## 登録・入札参加までの流れ

### I 申請先の各自治体で申請内容を審査・名簿への登録

- ・申請内容・提出書類に不備等がある場合は、申請担当者に問い合わせします。
- ・審査終了後、申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡メールを送ります。

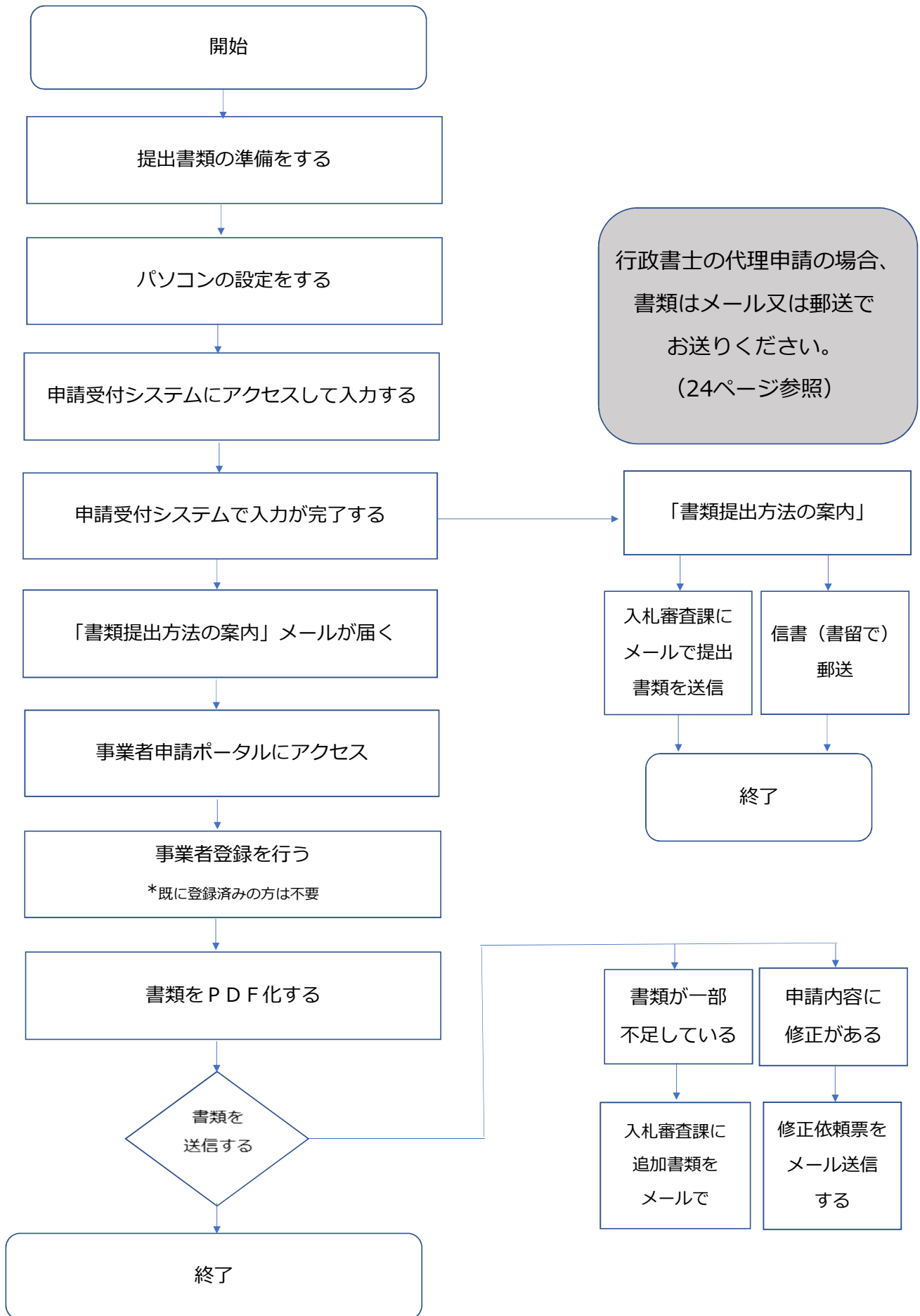
### II 審査結果の確認

- ・名簿登録日以降にシステムで登録内容を確認できます。
- ・「審査結果通知書」を印刷することができます。

### III 個別の入札に参加

- ・「入札情報公開システム」で入札希望案件を検索できます。
- ・「電子入札システム」から入札に参加します。

# 書類提出のためのフローチャート



# 1 変更申請について

(1) 変更申請の対象 次の項目が変更になった場合、速やかに変更申請をしてください。

申請が必要な項目	申請時期	登録時期
①本社・代表者情報（本社所在地、本社名、代表者、資本金等）の変更	随時	申請受理後 2週間程度
②契約者情報（登録事業所、契約権限のある方等）の変更		

追加等ができる項目	申請時期	登録時期
③自治体の追加・削除	毎月5日 締切	翌月1日登録
④業種の追加・削除		
⑤格付情報の追加 ・障害者法定雇用率の達成 ・ISO14001等（環境配慮）の取得 ・ISO 9001（品質管理）の取得（一部業種のみ）		
⑥営業の廃止（名簿登録の削除）		
⑦業種追加を伴わない営業品目（小分類）の追加	随時	申請受理後 2週間程度
⑧申請担当者・メールアドレスの変更・使用印鑑の変更		

\* 次の項目が変更となった場合は、変更申請は不要です。

- ・格付情報のうち「資本金以外の決算書の変更（売上高等）」、「従業員数」の変更
- ・ISO14001等（環境配慮）、ISO9001（品質管理）の有効期限が切れた場合
- ・取扱銘柄、過去2年間の官公署との契約実績

## (2) 留意すべき申請

ア 企業合併、企業分割、営業譲渡の場合、状況によって変更申請か新規申請に分かれます。

共同受付窓口まで御相談ください。

イ 個人事業者が世代交代で事業を引き継ぐ場合、新規申請になります。

ウ 個人事業者が法人化した場合、法人としての新規申請と、個人事業者としての抹消申請の2つの申請が必要です。

## (3) 申請に関する注意点

ア 申請データと提出書類が全てそろった時点で申請受理となります。

イ 申請データや提出書類に不備な点等がある場合、申請担当者にメール、電話、FAXで問い合わせします。提出書類の写しを保管しておいてください。

ウ 申請データ送信後3か月経過しても提出書類が届かない場合、申請データを削除します。

## (4) 登録内容の確認・審査結果の案内

審査終了後、登録された申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡をします。名簿登録後、システムで登録内容の確認ができます。登録内容の確認方は32ページ参照。

## 2 パソコンの準備をする

### (1) パソコンの準備をする

電子申請には、インターネットに接続できる環境が必要です。使用するパソコンのブラウザは、**Microsoft Edge** を利用してください。他のブラウザ（Internet Explorer、Google Chrome、Firefox など）では正しく動作しません。

申請データの入力前に必ず、使用するパソコンの設定を確認してください。設定されていない場合、入力したデータがシステムに反映されず、入力が無効となりますので、御注意ください。

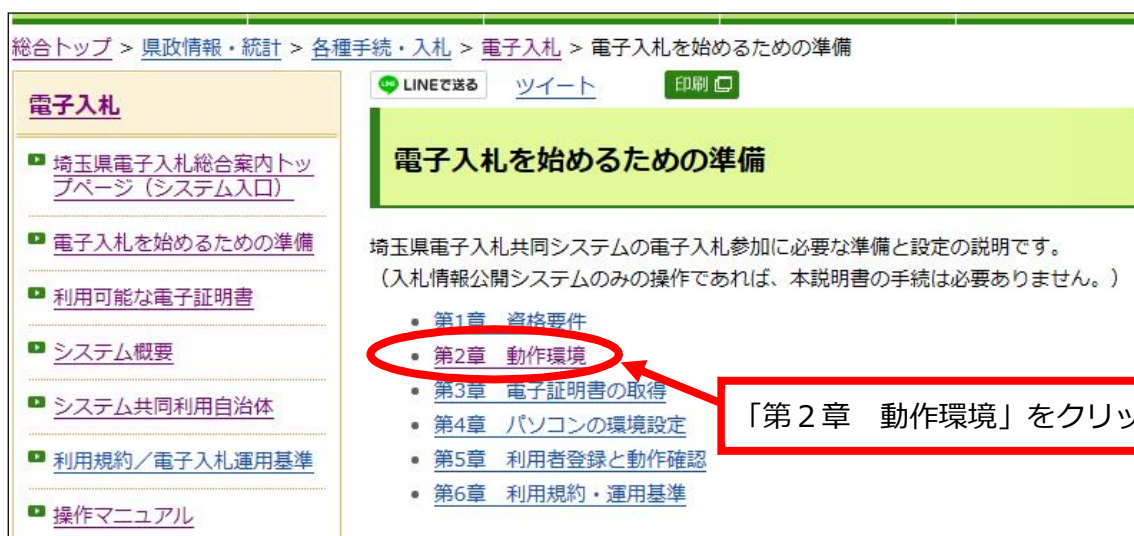
#### 動作環境の確認

ア 埼玉県ホームページのトップ画面にある【情報を探す】のうち、【キーワードから探す】から【ページ番号で検索】を選択し、ページ番号【1699】を入力し、検索します。

＜埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>>



イ 「第2章 動作環境」をクリックし、パソコンの動作環境（パソコンのOSとブラウザ及びインターネット接続環境）の確認を行ってください。



## ウ Microsoft Edge の設定

上記の「第2章 動作環境」から「(3) Microsoft Edge の設定」を参照して、必要な設定をしてください。

電子入札総合案内 > 電子入札を始めるための準備 > 第2章 動作環境  
> (3) Microsoft Edge の設定

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/edgesettei.html>

パソコン操作やシステムについて不明な点は、下記にお問い合わせください。

埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話：048-830-2263（平日8:30～17:00）

システム操作の「よくあるお問い合わせ」は、次の埼玉県ホームページに掲載しています。

電子入札総合案内 > お問い合わせ／よくある質問

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/faq2-tokuyokuarusitumon.html>

## システムに入力できない文字について

JIS規格第1水準及び第2水準に定められていない文字は、電子入札システムで、文字化けやエラー発生の原因になるため、便宜上、他の平易な漢字・ひらがな・カタカナ等に置き換えてください。

入力があった場合、共同受付窓口において、下記の表のとおり登録内容の修正を行います。

例：

高→高	吉→吉	瀬→瀬	満→満	辻→辻	筭→英
崎→崎	隆→隆	鉄→鉄	清→清	榭→榭	籐→藤
槁→橋	徳→徳	脇→脇	柳→柳	琢→琢	丈→丈



システム入口		
入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧</li> <li>● 入札</li> <li>● 発注</li> <li>● 競争</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争入札参加資格申請</li> <li>● 競争入札参加資格申請通知書のダウンロード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子入札の操作</li> <li>● 電子証明書（ICカード）の利用者登録</li> </ul>
どなか	電子証明書（ICカード）は不要です。	競争入札参加資格（競争入札参加資格者名簿への登録）と電子証明書（ICカード）が必要です。 <small>代表者、契約者等、登録内容が変わったときは、申請手続が必要です。前代表者名簿等の電子証明証を使用した入札は無効となるほか、入札参加停止等の対象となることがあります。</small>

「埼玉県電子入札統合案内トップページ（システム入口）」画面が開き、「競争入札参加資格申請受付システム」をクリックします。



**業務区分の選択**

・業務区分を選択して下さい。

1 工事等

2 物品等



競争入札参加資格申請受付メインページ（物品等）

インターネット申請の手順

- 1 新規申請<定期>
- 2 新規申請<即時>
- 3 ログイン

・変更申請書作成  
 ・抹消申請書作成  
 ・更新申請書作成(定期)  
 ・一時保存データ修正  
 ・登録内容確認  
 ・パスワード更新

「3 ログイン」を選択



**ログイン**

ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ボタンを押してください。

申請年度

ユーザID

パスワード

令和5年・6年

6714848145

送信

リセット

「令和5年・6年」を選択

ユーザIDとパスワードを入力して「送信」をクリック

送信

ユーザIDは前回の受付票で確認してください。パスワードがわからない方は再発行を依頼してください（12ページ参照）



## 競争参加資格申請受付システムメインページ

行えます。

・メニュー- 令和5年・6年

・一時保存データ修正

・**変更申請書作成**

・抹消申出作成

・更新申請書作成

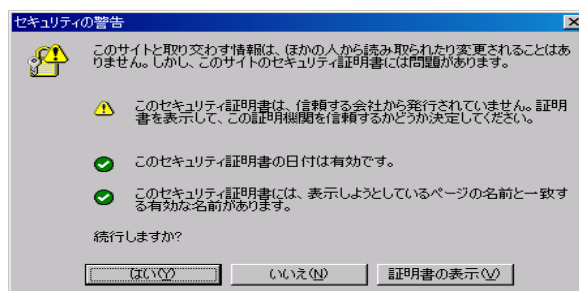
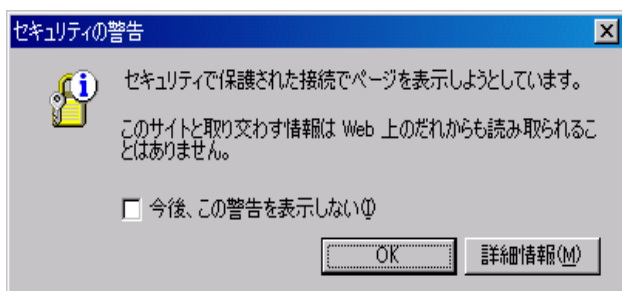
・登録(入力)内容確認

・パスワード更新

「変更申請書作成」をクリック

現在の登録内容が表示された「変更申請書作成画面」になります。

※ システムに入る過程で、次のような警告が出る場合があります。この場合「OK」又は「はい」をクリックしてください。



### 一時保存をしてください

入力中に画面を切り替えずに長時間経過するとタイムアウトとなることがあります。

その場合、入力内容が破棄され、再入力が必要となります。

入力内容を事前に用意し、適宜、一時保存しながら入力してください。

### (3) 一時保存の方法と入力再開の方法

過去2年間の官公署との契約実績(その他)

自治体名

一時保存 送信 戻る

登録画面の一番下の「一時保存」ボタンをクリックします。  
一時保存 をクリックせずに 戻る をクリックした場合、申請データは保存されません。



競争入札参加資格申請受付メインページ (物品等)

インターネット申請の手順

- 1 新規申請(定期)
- 2 新規申請(随時)
- 3 ログイン

- ・変更申請書作成
- ・抹消申出作成
- ・更新申請書作成(定期)
- ・一時保存データ修正
- ・登録内容確認
- ・パスワード更新

「申請受付メインページ (物品等)」画面で、ログインをクリックします。



ログイン

ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ボタンを押してください。

申請年度 令和5年・6年

ユーザID 5714848145

パスワード

送信 リセット



競争参加資格申請受付システムメインページ

行えます。

令和5年・6年

- ・メニュー
- ・一時保存データ修正
- ・変更申請書作成
- ・抹消申出作成
- ・更新申請書作成
- ・登録(入力)内容確認
- ・パスワード更新

## 〔パスワードについて〕

有効期限は2年です。セキュリティ保護のため、定期的な変更をお勧めします。

### (1) パスワードの変更方法

- ① 「ログイン画面」でログイン後、「申請受付システムメインページ」の「パスワード更新」をクリックします。
- ② 新パスワードを設定する画面が表示されます。半角英数8文字で設定します。
- ③ 「送信」をクリックすると完了です。

※ 新パスワードの印刷はできません。忘れないように御注意ください。

### (2) 「ログイン」画面で「入力したパスワードの有効期限が切れています」と表示された場合

- ① 画面に「パスワードの変更」ボタンが表示されるのでクリックします。
- ② 新パスワードの入力方法は、(1) ②③と同じです。

### (3) 画面に「パスワードの入力に誤りがあります」と表示された場合

次の点を確認してください。確認いただいてもログインできない場合、上記(3)の手続で再発行を申請してください。

- ① 半角で入力していますか？(全角ではエラーになります)
- ② キーボードの「Caps Lock」がオンになっていませんか？(大文字と小文字の入力が逆になります)
- ③ 0(ゼロ)とO(オー)、1(数字のいち)とl(小文字エル)は正しいですか？(画面では●●…●で表示されます。ワードやエクセルに入力して試してください)
- ④ 物品用のパスワードですか？(建設工事にも登録がある場合は御注意ください)
- ⑤ 8文字を超えていませんか？(パスワードは8文字です)

### (4) パスワード再発行を依頼する

「電子入札総合案内」にある「入札参加資格申請(物品等)」を開き、画面下部「システム入口」にある「ユーザID・パスワードがわからないとき」をクリック

#### ・事業者申請ポータルから申請する

次の手順で申請をしてください。3日ほどで事業者ポータルで連絡します。

- ① 事業者申請ポータルの競争入札参加資格申請をクリック
- ② 【物品】パスワード再発行フォームをクリック
- ③ 業者番号を入力、送信をクリック
- ④ 「申請を実施します」のメッセージが出たら、送信をクリック

#### ・郵送で依頼する

次の3点を揃えて、物品等共同受付窓口(県入札審査課)に送付してください。

封筒に「ユーザID・パスワード再発行書申請書在中」と記載してください。仮パスワードを再発行して返送します。なお再発行には1週間ほどがかかります。

- ① 「パスワード再発行申請書」
  - ・ 印鑑登録の印(法人の場合、法人の印鑑証明の印)を押してください。
  - ・ 再発行申請書は、県のホームページからもダウンロードしてください。
- ② 印鑑登録証明書又は印鑑証明書：交付日から3か月以内の原本(コピー不可)
- ③ 返信用封筒：84円切手貼付の宛先が記載された定型封筒

### 3 データ入力

#### (1) 本社・代表者情報を変更する場合

「本社・代表者情報」とは、法人又は個人事業者に関する情報です。変更になった場合、速やかに変更申請を行ってください。

変更申請が必要な 本社・代表者情報	電子 申請	提出書類	
		法人	個人事業者
商号又は名称 【注①】	要	履歴（現在）事項 証明書	なし
本社住所 【注①、②】			
代表者の職名			
代表者氏名 【注③】			
資本金【注④】		-	
本社電話番号・FAX 番号		なし	なし

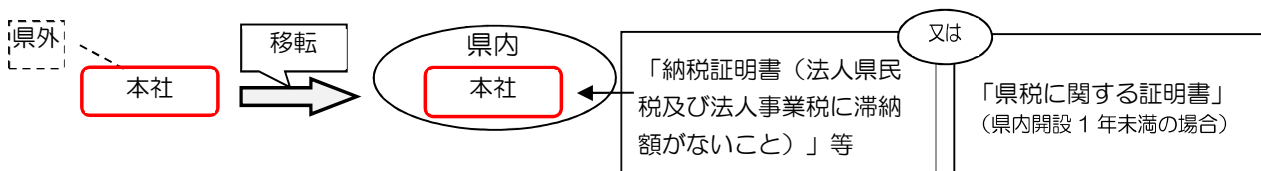
※「設立年月日」は変更申請の対象外です。

#### 留意事項

注①：電子入札・電子見積合わせに参加する場合、電子証明書の再取得が必要です。

注②：「本社住所」の変更の場合

ア 県を登録済みで、本社が県外から県内へ移転したときは、履歴事項証明書に加えて「納税証明書（法人県民税及び法人事業税に滞納額がないこと）」、確認書（様式1）が必要です。



イ 市町を登録済みで、本社がその市町外から市町内へ移転したときは、履歴事項証明書に加えて「法人市（町）民税又は個人市（町）民税の納税証明書」（市町ごとに異なります。）、確認書（様式1）が必要です。

注③：電子証明書の名義が代表者の場合、電子証明書の再取得が必要です。

注④：資本金

資本金は千円単位（千円未満の端数は切り捨て）で入力してください。また、カンマ（,）は入れないでください。

資本金に変更があった場合、その増減に応じて、共同受付側が職権でその他自己資本額の修正を行います。

《入力上の注意点（本社情報）》

法人の場合、履歴事項証明書に記載されているとおり、個人事業者の場合、屋号を入力してください。

- ※① 本社住所：・都道府県名・市区町村名を除き、町名地番を御記入ください。
- ※② 商号又は名称：・「株式会社」などの法人の種類は省略しないで入力してください。
- ※③ 商号又は名称（フリガナ）：・法人の種類は省略して、入力してください。  
（フリガナ）※「・（なかつん）」や「.（ピリオド）」は省略してください。  
（例）埼玉県庁・手引き株式会社 サイタマケンチョウテビキ
- ※④ 代表者氏名：・電子証明書の名義が代表者の場合、電子証明書の再取得が必要です。

《入力上の注意点（資本金）》

資本金は履歴（現在）事項証明書に記載のとおり、入力します。

決算書	固定資産合計	5000	千円
	流動負債	40000	千円
	資本金	10000	千円
	準備金	2000	千円
	その他の自己資本額		
従業員の数	15	人	

資本金以外の決算情報は変更できません  
従業員の総数も変更できません。

資本金が増額した場合、増額分だけその他自己資本額を減額することになりますが、その他自己資本額の変更はシステム上で行うことができないため、共同受付窓口側が職権でデータの修正を行います。

例)

資本金を5千万円から7千万円に変更した場合					
資本金	50000	千円	資本金	70000	千円
準備金	8000	千円	準備金	8000	千円
その他の自己資本額	192000	千円	その他の自己資本額	172000	千円

## (2) 契約者情報を変更する場合

契約者とは、自治体と契約を結ぶ権限等を持つ人と登録する事業所です。変更になった場合、速やかに変更申請を行ってください。契約権限等を委任する場合は次の7項目を一括して委任します。部分的な委任はできません。

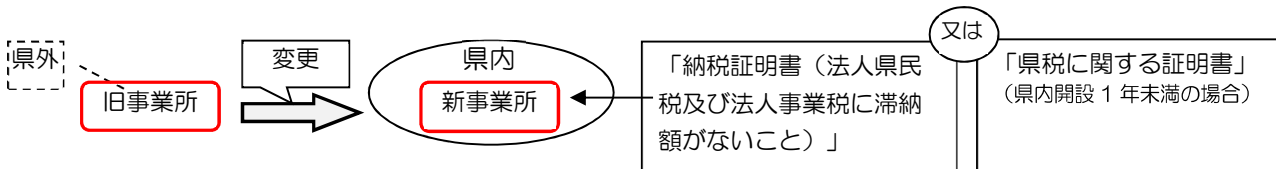
- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 入札及び見積りに関すること  | ② 契約の締結に関すること     |
| ③ 契約の履行に関すること    | ④ 代金の請求及び受領に関すること |
| ⑤ 復代理人の選任に関すること  | ⑥ ①～⑤に付帯する一切のこと   |
| ⑦ 納税状況等の照会に関すること |                   |

変更申請が必要な契約者情報		電子申請	提出書類
			法人・個人
契約者住所 【注①】 (登録する事業所の所在地)	登録事業所を別事業所に変更 【注③】	要	「委任状・使用印鑑届及び納税状況等照会同意書(様式2)」
契約者の商号又は名称 (登録する事業所の名称)			
契約者の職名			
契約者の氏名 【注②】			
契約者電話番号・FAX 番号			なし

### 留意事項

**注①**：「契約者住所」(登録する事業所の所在地)の変更の場合

**ア** 県を登録済みで、旧契約者住所が県外、新所在地が県内の場合、委任状・使用印鑑届及び納税状況等照会同意書(様式2)に加えて「納税証明書(法人県民税及び法人事業税に滞納額がないこと)」、確認書(様式1)が必要です。



**イ** 市町を登録済みで、旧所在地が市町外、新所在地が市町内の場合、委任状・使用印鑑届及び納税状況等照会同意書(様式2)に加えて「法人市(町)民税又は個人市(町)民税の納税証明書」等(市町で異なります。)、確認書(様式1)が必要です。

**ウ** 本社が「登録する事業所」で本社移転の場合、電子証明書の再取得が必要です。

**注②**：電子証明書の名義が契約者の場合、再取得が必要です。

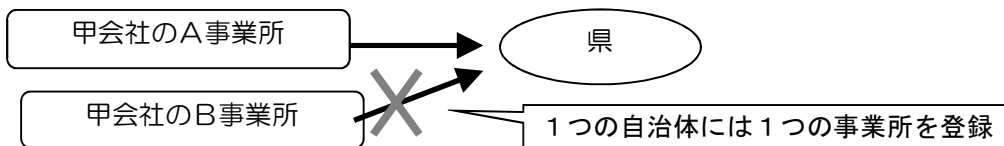
**注③**：場合により、新規申請、抹消申請が必要になることがあります。(詳細は次の項目)

「登録する事業所」を別の事業所に変更する場合（前頁注③）

変更申請に加えて、新規申請や抹消申請が必要になる場合があります。

変更前の登録状況	変更したい内容	申請方法
A事業所が県とG市を登録 	B事業所が県とG市を登録 	変更申請 （登録する事業所をA事業所からB事業所に変更） ※随時、申請を受付
A事業所が県とG市を登録 	A事業所が県を登録 C事業所がG市を登録 	変更申請 （A事業所の登録からG市削除） 新規申請 （C事業所がG市を登録） ※申請件数は2件同時申請可能 ※毎月5日締切
A事業所が県を登録 D事業所がG市を登録 	A事業所が県とG市を登録 	変更申請 （A事業所がG市を追加） 抹消申請 （D事業所の登録を抹消） ※申請件数2件（同時申請可能） ※毎月5日締切

- ※ 上図のB事業所については、新しい電子証明書が必要になる場合があります。
- ※ 新規申請した事業所（上図のC事業所）が電子入札・電子見積合せ（オープンカウンタ）に参加するには、新たな電子証明書が必要です。
- ※ 一つの自治体には、一事業者につき一事業所の登録になります。複数の事業所を一つの自治体に登録することはできません。



《入力上の注意点（契約者情報）》

本社情報複写	※上記の本社情報で入札、見積、契約の締結及び代金の請求等をする場合（代理人を定めない場合） →左のボタンをクリックし、本社情報を契約者情報に複写。（契約者が空欄だと、データ登録時にエラーが発生） ※上記の本社情報と異なる内容で入札、見積、契約の締結及び代金の請求等をする場合（代理人を定める場合） →下記の契約者情報に代理人情報を入力。この場合、委任状の添付が必要なので、他の添付書類と一緒に郵送する事。	
申請情報（契約者の申請担当者情報・その他）		
契約者の郵便番号	★ 930 - 0063	
契約者の住所都道府県	★ 埼玉県	
契約者の住所市区町村	★ さいたま市浦和区	市区町村選択
契約者の住所	★ 高砂三丁目15番1号	①
契約者の商号又は名称	★ 埼玉県庁手引き用株式会社	②
契約者の商号又は名称（フリガナ）	★ サイタマケンチョウテビキョウ	③
契約者の職名	代表取締役	
契約者の氏名	★ 彩の国 太郎	（姓と名前の間は1文字あけて入力）
契約者の電話番号	★ 048-111-1111	（市外局番から「-（ハイフン）」で区切り入力）

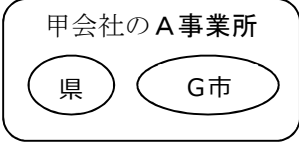
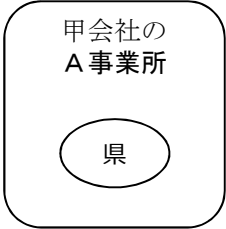
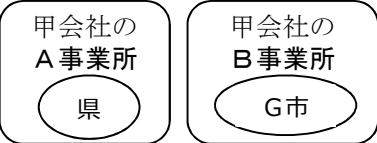



委任状・使用印鑑届及び納税状況等調査同意書（様式2）の「受任者」の記載内容と一致しているか確認してください。

- ※① 契約者の住所：・都道府県名・市区町村名を除き、町名地番を御記入ください。
- ※② 契約者の商号又は名称：・商号と営業所名等の間に一文字分のスペースを入れてください。
- ※③ 契約者の商号又は名称：・商号と営業所名等の間に一文字分のスペースを入れずに入力してください。（フリガナ）  
 法人の種類、「・（なかつん）」や「.（ピリオド）」は省略。



### (3) 登録自治体の追加・削除

入札等に参加したい自治体を追加する場合、重複登録していないか、一つの自治体に対し一事業者の登録となっているかどうか確認してください。

変更前の登録状況	変更したい内容	申請方法
	A事業所が県とG市を登録 	変更申請 (A事業所がG市を追加)
A事業所が県を登録 	A事業所が県を登録 B事業所がG市を登録 	新規申請 (B事業所がG市を登録)
	C事業所が県とG市を登録 	変更申請 (A事業所をC事業所に変更 + G市を追加で登録)
A事業所が県とG市を登録 	A事業所がG市を削除 	変更申請 (A事業所の登録から県を削除)

#### 電子入札に参加する場合

- ア 追加した自治体について、利用者登録が必要です。
- イ 新規申請した事業所（上図のB事業所）については、新しい電子証明書が必要です。
- ウ 上図のC事業所については、新しい電子証明書が必要になる場合があります。

#### (4) 業種・営業品目の追加

入札に参加したい営業品目を追加する場合、営業品目の一覧の品目の中から最も近いものを選びます。なお、登録できる品目数に制限はありません。

変更項目		電子申請	提出書類
			法人・個人
a	営業許可等が必要な営業品目の追加	要	申請日現在で有効な許可等の写し
b	営業許可等が不要な営業品目の追加		なし
c	営業品目の削除		

業種には、次の7区分があります。

	業種区分	主な営業品目の内容等
1	(物品の) 販売	O A 機器・用品、文具・事務機器・用品等の販売
2	(物品の) 賃貸	O A 機器・用品、文具・事務機器・用品等の賃貸
3	(物品の) 買受け	自治体からの鉄・非鉄クズ等の買受け
4	印刷の請負	一般印刷、封筒印刷、製本等の請負
5	電子計算に関する業務	データエントリー、システム開発、ネットワーク運用
6	催物、映画、広告、その他の業務	催物の企画・運営等関連業務、給食業務、市場調査業務、人材派遣業務、貨物運送業務 等
7	建築物管理	管理業務、運転業務、点検・検査業務、廃棄物処理 等

物品の修理や保守点検等の業務の入札において、「催物、その他の業務」や「建築物管理」の登録と併せて、対象となる物品の「販売」の営業品目を登録していることを要件とする場合がありますので、業務の対象となる物品の「販売」の営業品目も併せて登録することをお勧めします。

業務	登録業種	営業品目
自動ドア点検	販売	建具 その他建具
	催物・その他の業務	計装設備点検・検査業務

#### 「入力上の注意点 (業種・営業品目)」

申請する業種の「小分類入力」ボタンをクリックしてください。

入力方法は次ページのAを参照してください。

入力方法は次ページのBを参照してください。

## A 「販売」「賃貸」「買受け」「印刷」「電算業務」「催物、その他の業務」を登録・削除する場合

申請する営業品目（小分類）にチェックマークを入れ、**登録**ボタンをクリックしてください。  
 複数の業種を申請する場合、①**小分類入力**ボタンをクリック、②営業品目（小分類）にチェック、  
 営業品目の登録を削除する場合は営業品目（小分類）のチェックを外します。  
 ③**登録**ボタンをクリック、を繰り返します。

申請情報（営業品目）						
営業品目	販売	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力	取扱銘柄入力	
	賃貸	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力		
	買受け	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力		
	★印刷	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力		
	電算業務	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力		
	催物、映画、広告、その他の業務	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力		
	建築物管理	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力		建築物管理の個人資格者数

営業品目（小分類）登録

販売

営業品目（大分類）

01：OA機器・用品  
（一括チェック）

営業品目（小分類）

- CADソフトウェア
- OA用品
- OA機器（パソコン除く）
- ソフトウェア
- トナーカートリッジ
- パソコン（付属品含む）
- パソコンシステム（配線工事を伴うもの）
- プロッタ
- 磁気カードリーダー
- 電子印字

登録

登録する営業品目にチェックしてください。  
 登録を削除する場合はチェックを外してください。

※「一括チェック」のをチェックすると、  
 同じ大分類の中の小分類すべてにチェックが  
 付きます。

## B 「建築物管理」を登録する場合

申請情報（営業品目）					
営業品目	販売	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力	取扱銘柄入力
	賃貸	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力	
	買受け	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力	
	★印刷	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力	
	電算業務	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力	
	催物、映画、広告、その他の業務	ISO9001の登録状況	登録有り	小分類入力	
	建築物管理	ISO9001の登録状況	登録無し	小分類入力	

小分類入力ボタンをクリック

申請する営業品目（小分類）ごとに、「従業員数」と「売上」額を入力し、**登録**ボタンをクリック  
 してください。申請しない営業品目、登録を削除する営業品目は空欄にしてください。  
 従業員数、売上とも、不明の場合は「0」と入力していただいても構いません。

営業品目（小分類）登録

建築物管理

登録

申請する営業品目に「従業員数」と  
 「売上」額を入力して**登録**ボタンをクリック

営業品目（大分類）	営業品目（小分類）	従業員数	人	売上	千円
90:管理業務	清掃				
	人間警備				
	機械警備	100		1000000	
	環境測定				
	殺虫・消毒				
	駐車場管理				

従業員数は格付情報の従業員数を超えないよう適宜調整してください。  
 売上は格付情報の決算書の売上高を超えないよう適宜調整してください。

### C 営業許可等が必要な営業品目を登録する場合

営業許可等が必要な営業品目を名簿に登録するには、その業務に関連する営業許可等を取得又は届出ていることを併せて名簿に登録する必要があります。（許可が有効なもの）

申請情報（営業許可等）	
販売(燃料類)	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業
	<input checked="" type="checkbox"/> 一般ガス事業
	<input type="checkbox"/> 簡易ガス事業
	<input type="checkbox"/> 揮発油販売業
	<input type="checkbox"/> 石油販売業

登録するものにチェック

営業品目を登録しない場合、チェック不要です。

次の営業許可を取得していることを名簿に登録するには、その営業許可を受けた店舗等を名簿に登録する事業所（契約者のいる事業所）にする必要があります。

業種	必要な許可・届出等	
販売	<input type="checkbox"/> 医療機器販売業	<input type="checkbox"/> 医薬品販売業
	<input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業	<input type="checkbox"/> 薬局開設者
	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等販売業	
賃貸	<input type="checkbox"/> 医療機器貸与業	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等貸与業

浄化槽清掃業、一般廃棄物処分量、一般廃棄物収集運搬業の許可を登録する場合

(例) ※合計 6 市町村許可書がある場合

「さいたま市ほか 5 市町村」（さいたま市の許可証だけを添付）

<input type="checkbox"/>	浄化槽清掃業【県内市町村の許可】	100	さいたま市	ほか	<input type="checkbox"/>	市町村
<input checked="" type="checkbox"/>	一般廃棄物処分量【県内市町村の許可】	100	さいたま市	ほか	5	市町村
<input type="checkbox"/>	一般廃棄物収集運搬業【県内市町村の許可】	100	さいたま市	ほか	<input type="checkbox"/>	市町村

- ※① 登録する営業許可にチェックします。
- ※② 複数の市町村の許可を取得している場合、代表的な市町村を選択します。
- ※③ 許可を取得している市町村の数を入力します。
- ※ 提出する証明書類等は、②で選択した 1 市町村分のみです。

## (5) 格付情報の変更

格付は、新規申請又は更新申請の際に決定し、入札参加資格の有効期間中は固定です。  
ただし、次の変更項目に該当した場合のみ、改めて格付の審査を行います。

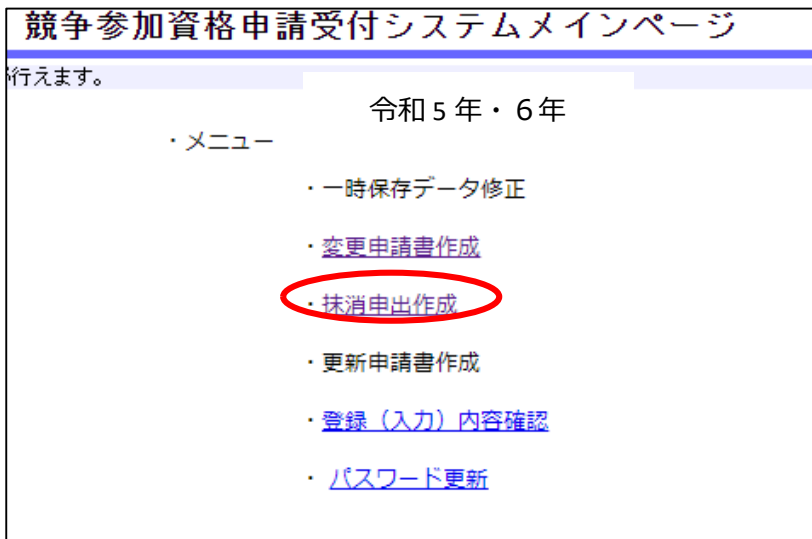
変更項目	電子申請	提出書類
		法人・個人
障害者雇用の法定雇用率の達成等	要	「従業員数が40.0人以上の事業者」 公共職業安定所（ハローワーク）に提出した直近の報告書（様式第6号）  「従業員数が40.0人未満の事業者」 確認書（様式1）
環境配慮状況に関する認証の取得		ISO14001、埼玉県エコアップ認証 又はエコアクション21の認証の写し
ISO9001の取得（※）		認証登録証の写し

※ISO9001（品質管理）は、業種が「販売」「賃貸」「買受け」の場合は対象外です。

## (6) 営業の廃止（名簿登録の削除）

システムにログイン後、「抹消申出作成」から申請データを送信してください。

閉鎖謄本等（その他に変更事項を証明できる書類があればその書類）を提出してください。



## (7) 使用印鑑の変更

市町を登録している場合で、使用印鑑を変更したときは、「委任状・使用印鑑届及び納税状況等照会同意書（様式2）」の提出が必要です。電子申請はデータ入力をせずに送信をしてください。

変更項目	電子申請	提出書類	
		法人	個人
使用印鑑	要	委任状・使用印鑑届及び納税状況等照会同意書（様式2）	

過去2年間の官公署との契約実績（その他）

自治体名

契約年月日

令和 年 月 日

契約金額（税込） 千円

誓約・同意事項

- ・地方自治法施行令第...
- ・申請先団体の...
- ・納税状況について、税担...

上記について確認しました。

一時保存 送信 戻る

データ入力をせずに、誓約・同意事項を確認の上、チェックボックスにチェックを入れた後、送信ボタンをクリックしてください。

過去2年間の官公署との契約実績（その他）（変更後）

自治体名

契約金額（税

データ登録確認画面

送信ボタンをクリックしてください（2回目）

※変更前と変更後で申請内容が同じ場合、変更後...空欄で表示されます。

印刷 送信 戻る

## (8) その他

変更項目	電子申請	提出書類	
		法人	個人
申請担当者氏名	要	なし	
申請担当者電話番号、FAX 番号			
申請担当者メールアドレス			
主たる業種			
資格承認後連絡先メールアドレス			

- ① 申請担当者メールアドレス：書類提出方法の案内メール等が送付される宛先です。
  - ② 資格承認後連絡先メールアドレス：入札参加資格の更新等、各自治体からの案内を送付する宛先です。
- ※ 電子入札での指名競争入札のお知らせ等は、電子証明書の利用者登録の際に登録されたアドレスに送信されます。

## 4 申請データの確認・送信

### (1) 申請データの確認・送信する

過去2年間の官公署との契約実績(その他)	自治体名	契約年月日				契約金額(税込)
		令和	年	月	日	千円
		令和	年	月	日	千円
						千円
						千円
						千円

誓約・同意事項  
・地方自治体  
・申請先  
・納税地等  
 記について

一時保存 送信 戻る

誓約・同意事項を確認の上、チェックボックスにチェックを入れた後、送信ボタンをクリックしてください（1回目）  
※送信ボタンは登録を完了するためにデータ登録確認画面でもう1回押す必要があります。

データ登録確認画面になります。

過去2年間の官公署との契約実績(その他)(変更後)	自治体	契約金額(税込)	契約名

※変更前と変更後で申請内容が同じ場合、変更前は空欄で表示されます。

印刷 送信 戻る

データに誤りがないか確認し、送信ボタンをクリックください（2回目）

データを修正する場合は戻るボタンを押し、申請登録画面に戻ります。

### (2) 「受付票・データ申請登録確認」をPDFで保存する

データ登録完了

データの登録が完了しました。  
・受付票印刷ボタンをクリックして受付票を印刷して下さい。  
・トップページに戻るには、戻るボタンをクリックします。

受付票印刷 戻る

業者番号 0000013002 業者番号は申請者ごとに異なる左の位置の番号

物品等競争入札参加資格 登録申請受付票

受付番号 0000006145 ユーザID 1111112192

住所又は所在地 埼玉県

印刷 戻る

一番下の印刷をクリックして、「受付票」をPDFで保存し、電子ファイルとして業者番号+受付（例：0000013002 受付.pdf）と名前を付けて事業者申請ポータルで送信してください。

戻るをクリックするとメインページに戻ります。

### (3) データ送信後に入力誤りがあった場合

送信後にデータ修正はできません。誤りがあった場合は、修正依頼票（様式 9）を提出してください。

### (4) 添付書類の送信を忘れずに

データ送信後、申請担当者メールアドレスに「書類提出方法の案内」のメールが届きます。

メールの案内に従って、手続きを進めてください（申請は完了していません。）。

5 ページに書類提出のためのフローチャートを記載していますので参照してください。

## 「書類提出方法の案内」のメールが届かない場合

### ／行政書士による代理申請の場合

①か②のいずれかの方法で書類を御提出ください。

① 提出書類を入札審査課にメールで送付

**【メール送付先】 送付先 : a5770-09@pref.saitama.lg.jp**

件名は「業者番号・受付番号変更申請書類資料」としてください。

※行政書士が複数の事業者を代理申請する場合、業者ごとに分けて電子ファイルを添付し、メールでお送りください。

② 郵送（信書）で提出

**【郵送送付先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県 入札審査課 物品等共同受付窓口  
(5・6年度 物品等 変更申請在中)**

※受付票を一番に上にし、すべての書類を共同受付窓口まで、信書（書留等）で郵送してください（「5・6年度 物品等 変更申請在中」と赤字で記入してください）



## 5 添付書類を送信

### (1) 提出書類をPDFにする

書類をPDF化又は画像ファイル化してください。

電子データの形式は、PDFファイル又は画像ファイルでお願いします。

スキャニングは鮮明にしてください。

事業所の写真・案内図（様式6）はカラーで電子ファイルの添付をお願いいたします。

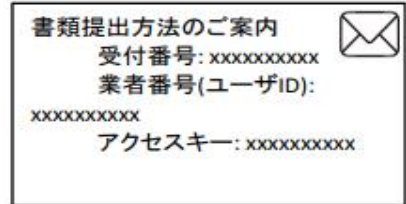
#### 書類には名前を付けてください。

- ・書類には、先頭に受付票の左上のある業者番号（10ケタの番号）を付けてください。  
※ユーザーID（6000から始まる番号）ではないので注意してください。
- ・添付する際は、書類の種類ごとに分けて添付してください。
- ・また、種類ごとにまとめて添付してください。
- ・業者番号と書類名の間にスペースは不要です。

入力例	書類名
<input type="checkbox"/> 業者番号+受付 (例: 00000xxxxx 受付.pdf)	受付票・データ登録確認
<input type="checkbox"/> 業者番号+確認	確認書(様式1)
<input type="checkbox"/> 業者番号+委任	委任状・使用印鑑届及び納税状況等照会同意書(様式2)
<input type="checkbox"/> 業者番号+謄本	履歴事項証明書(商業・法人登記簿抄本)
<input type="checkbox"/> 業者番号+身分	身分証明書(個人事業者のみ)
<input type="checkbox"/> 業者番号+許可	営業許可書等
<input type="checkbox"/> 業者番号+雇用	障害者雇用状況報告書
<input type="checkbox"/> 業者番号+環境	ISO14001 認証取得登録証、埼玉県エコアップ エコアクション21 認証・登録証
<input type="checkbox"/> 業者番号+品質	ISO9001 認証取得登録証
<input type="checkbox"/> 業者番号+写真	事業所の写真・案内図(様式6)
<input type="checkbox"/> 業者番号+県税	(法人) 納税証明書(県税)、県税に関する証明書 (個人) 納税証明書(県税)、県税に関する証明書
<input type="checkbox"/> 業者番号+住民	個人住民税の納税証明書
<input type="checkbox"/> 業者番号+自治体名	申請自治体によって提出する書類(該当する自治体ごとに添付) 例: 業者番号上尾      業者番号伊奈
<input type="checkbox"/> 業者番号+修正	修正依頼票(様式9)

## (2) 書類のアップロード・送信する

- ① 受付システムで申請データを送信後、申請担当者メールアドレスに届いた事業者申請ポータルへのリンク先からアクセスしてください。



- ② 添付書類提出フォームをクリック



- ③ 受付番号・アクセスキーを入力して入力チェックボタンを押してください。

添付書類提出フォーム

添付書類提出フォーム

- ・「操作マニュアル（手引）」の案内に従って、必要事項の入力及びファイル添付をした上、送信してください。（必ず定められた期間内に申請してください。）
- ・添付書類は種別に分けて添付してください。  
※ファイルの形式は原則PDFまたは画像ファイルです。

\* 必須を示します

\* 受付番号  
半角数字で入力してください。

\* アクセスキー  
半角英数字で入力してください。

入力チェック

添付ファイルを追加

申請担当者メールアドレスあてに届いた受付番号、アクセスキーを入力すると入力チェックボタンが出ます。

- ④ 「入力チェック」ボタンを押すと、添付フォームが出てきますので、「電子ファイルで提出します」を選択、「電子ファイルで提出します」ボタンを押し、電子ファイルを添付し、送信します。  
 (送信は1回のみです。事業者申請ポータルでの追加提出はできません)

### 【物品】添付書類提出フォーム

【物品】入札参加資格申請

- ・「操作マニュアル(手引)」の案内に従って、必要事項の入力及びファイル添付をした上、送信してください。  
 (必ず定められた期間内に申請してください。)
- ・添付書類は種別に分けて添付してください。  
 ※ファイルの形式は原則PDFまたは画像ファイルです。

送信
③

添付ファイルを追加 ②

連絡先

\*受付番号

\*アクセスキー  
11fdff90122b44fb9cba1825e0266b86

入力チェック ①

\*添付フォーム

電子ファイルで提出します

郵送で提出します

提出物はありません

#### 電子ファイルの送信方法

①書類をPDF化又は画像ファイル化  
 種類ごとに分けたファイル名に名前を付ける。  
 例：業者番号＋受付  
 ファイル名の付け方は25ページを確認。

②クリップボタンを押して、ファイルを添付  
 \*電子ファイルの数に制限はありません。

③送信ボタンをクリック

※送信をクリック後、完了の表示はされません。「メッセージを送信してください」とメッセージが出たら、未入力のまま閉じてください。  
 送信状況はログイン後、過去の申請をクリックすると確認ができます。

過去の申請
基本 埼玉 太郎

## 事業者申請ポータル



**【操作マニュアル】共通操作**  
 (事業者登録/ログイン) ダウンロード



**難病指定医療機関**  
難病指定医療機関の指定申請はこちらから



**競争入札参加資格申請**  
競争入札参加資格申請はこちらから

### (3) 書類を追加で送りたいとき

書類を追加で送付する場合は下記宛てにメールで送付してください。

【メール送付先】送付先：a5770-09@pref.saitama.lg.jp

件名は「業者番号・受付番号 変更申請書類資料（追加提出）」としてください。

### (4) 事業者申請ポータルを初めて利用する場合

初めて事業者申請ポータルから書類を提出する場合、事業者申請ポータルの事業者登録が必要です。既に事業者申請ポータルで事業者登録が済んでいる方は再度登録する必要はありません。

#### 事業者登録の仕方

- ① 申請担当者メールアドレスあてに届いたメールにあるリンクから「事業者申請ポータル」にアクセスし、「事業者登録」をクリックしてください。アクセスできない場合は次のサイトにアクセスしてください。  
<https://saitamapref.service-now.com/csm>



事業所ごとの登録は不要です。

- ② 事業者登録フォームを開き、事業者情報と管理者情報を入力してください。

注) 事業者ごとの登録は不要です。

注) 一つのメールアドレスにつき、1事業者登録となります。

管理者情報は、申請事務を行う担当者情報を入力してください。登録後、管理者情報に入力された連絡先メールアドレスあてに、メールが届きます。

メールアドレスの登録を間違えると、その後の手続きができません。誤って間違ったメールアドレスを登録してしまった場合は再度事業者登録をし直してください。メールアドレスの修正はできません。

- ③ 利用規約を確認の上、チェックボックスをチェックし、入力内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

\*ユーザー名（連絡先メールアドレス）  
\*姓  
\*名  
\*姓（フリガナ）  
\*名（フリガナ）  
所属部署  
\*連絡先電話番号  
\*連絡先FAX番号

各項目を入力してください。

登録

- ④ 管理者の連絡先メールアドレスに「登録完了・パスワード設定」の案内メールが届きます。パスワード設定をクリックします。

埼玉花子様

事業者、及び、管理者ユーザー登録が完了しました。  
ユーザー名：saitama@example.com

下記リンクからパスワードを設定したうえで、登録された管理者IDにて手続きを実施してください。

[パスワード設定](#)

上記リンクの有効期限は12 時間です。

なお、ユーザー名失念防止のため、本メールは大切に保管してください。

※このメールは送信専用のため、ご返信いただいてもお答えできません。あらかじめご了承ください。

※ 事業者登録・パスワードの設定の操作で不明な点は下記あてに御連絡ください。  
行政・デジタル改革課 DX 推進担当：a2440-13@pref.saitama.lg.jp

※ 登録送信した翌日になってもメールが届かない場合は再度、事業者登録を行ってください。

- ⑤ メール中のパスワード設定リンクをクリックし、パスワード設定画面を開き、パスワード条件に合致するパスワードを入力し、「パスワードの設定」を行います。完了すれば事業者登録は終了です。

パスワードの設定  
アカウントはロックされていません

\* 新しいパスワード

最小10文字  
最大40文字  
少なくとも1文字の小文字  
少なくとも1文字の大文字  
少なくとも1文字の数字

\* パスワードの再入力

パスワードを表示

パスワードの設定

パスワードは事業者申請ポータルのもになります。御自身で設定してください。  
※入札参加受付システムのパスワードとは異なりますので注意してください。

## (5) 事業者申請ポータルに登録内容を変更したい場合

メールアドレス以外の登録内容の変更をしたいとき

- ① 事業者内管理者メニューをクリックしてください。



- ② 変更したいメニューをクリックしてください。



事業者情報を変更する場合は①をクリック。  
管理者・担当者情報を変更する場合は②をクリック。

事業者内管理者メニューの変更について不明な点は  
下記宛てに連絡してください。

行政・デジタル改革課 DX 推進担当

[a2440-13@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2440-13@pref.saitama.lg.jp)

## 〔事業者申請ポータルへの書類の添付が難しい場合〕

①か②のいずれかの方法で書類を御提出ください。

事業者申請ポータルの登録は不要です。

① 提出書類を入札審査課にメールで送付

【メール送付先】送付先：a5770-09@pref.saitama.lg.jp

件名は「業者番号・受付番号変更申請書類資料」としてください。

② 郵送（信書）で提出

【郵送送付先】〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 入札審査課 物品等共同受付窓口

（5・6年度 物品等 変更申請在中）

※受付票を一番に上にし、すべての書類を共同受付窓口まで、信書（書留等）で郵送してください（「5・6年度 物品等 変更申請在中」と赤字で記入してください）。

## 6 審査結果を確認する

審査終了後、登録された申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡をします。

名簿登録後、受付システムで登録内容の確認及び審査結果通知書のダウンロードができます。

結果通知書の宛名は名簿登録時点のものとなります。代表者の変更申請をされた場合も、変更となりませんので、御了承ください。

### 審査結果通知書を確認

競争入札参加資格申請受付メインページ（物品等）

インターネット申請の手順  
1 新規申請(定期)  
2 新規申請(随時)  
3 ログイン

「ログイン」を選択

変更申請書作成  
抹消申出作成  
更新申請書作成  
一時保存データ修正  
登録内容確認  
パスワード更新

本申請については、「1. インターネットによる電子申請」とともに「2. 必要書類の提出」をお願いします。  
「手引き」を熟読した上、定められた期間内に申請してください。

競争参加資格申請受付システムメインページ

このサイトでは、以下のことが行えます。

令和5年・6年

メニュー

一時保存データ修正  
変更申請書作成  
抹消申出作成  
更新申請書作成  
登録内容確認  
パスワード更新

登録内容の確認

結果通知書の閲覧・ダウンロード

申請状況確認

	ステータス	格付通知書
埼玉県	審査済	ダウンロード
加須市	審査済	ダウンロード
伊奈町	審査済	ダウンロード

※ 審査結果通知書はPDF形式です。御覧いただくにはAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない場合は次にアクセスしてインストールしてください。

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>





## 7 名簿登録後の注意事項

---

### (1) 報告が必要な事項

次の事項に該当した場合、速やかに埼玉県入札審査課審査担当へ連絡ください。

- ①営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- ②営業停止命令を受けたとき。
- ③個人事業主が死亡したとき。又は法人が解散したとき。
- ④地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- ⑤営業に関し必要な登録、免許、許可等が取消されたとき。
- ⑥官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき。
- ⑦埼玉県内で事故等を起こしたとき。
- ⑧独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- ⑨役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。また監督行政庁から行政処分を受けたとき。

### (2) 競争入札参加資格の取消し等

次の事項に該当した場合、各自治体の規定により、参加資格を取消し、又は入札参加停止の措置を行うことがあります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- ② 次のいずれかに該当する者となったとき（不正の行為をした者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
  - キ 上記により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり

代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

ク その他契約の相手方として不相当と認められる者。

- ③ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- ④ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。
- ⑥ 刑法第 9 6 条の 6 第 2 項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。
- ⑦ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格であると認めたとき。

**地方自治法施行令第167条の4** （一般競争入札の参加者の資格）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

**地方自治法施行令第167条の11** （指名競争入札の参加者の資格）

1 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

**物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示**

**（令和4年7月19日埼玉県告示第747号）**

2 競争入札に参加することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 11(4)又は(5)に該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

11 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

## 8 提出書類一覧（変更申請用）

### （1）必ず提出する書類

書類名	説明
受付票・データ登録確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・「競争入札参加資格申請受付システム」で申請データを送信すると、出力できるようになります。送信後のものを送信してください。</li><li>・送信後にデータの修正はできません。誤りがあった場合は、修正依頼票（様式9）を送信してください。</li></ul>

### （2）データ送信後申請内容に修正が必要な場合

書類名	説明
修正依頼票【様式9】	データ送信後に入力の間違いに気づいた場合、作成してください。

### （3）本社・代表者情報を変更する場合

書類名	説明
法人の履歴事項証明書（商業・法人登記簿の抄本）	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請日前3か月以内に交付されたもの。</li><li>・法務局又は地方法務局（支局・出張所）で発行。</li><li>・商号、本店、設立年月日（1ページ）</li><li>現在の資本金の額、代表者氏名</li><li>発行日（最終ページ）が掲載されているページのみを添付してください。</li></ul>
納税証明書（県税） （システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として、提出は不要）	<p>《県を登録済みで、本社の住所が県外から県内に移転した場合》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・納付後間もないなど、納税状況（法人の場合は法人県民税・法人事業税、個人の場合は個人事業税）がシステムで確認できないときは、申請者に納税証明書の提出を求めることがあります。</li></ul> <p>《令和5年10月1日以降の申請分から適用》</p>
確認書【様式1】	<ul style="list-style-type: none"><li>・県を登録済みで、本社の住所が県外から県内に移転した場合</li><li>・市町を登録済みで、本社の住所が市町外から市町内に移転した場合に提出してください。</li></ul>

#### (4) 契約者情報を変更する場合

書類名	説明
委任状・使用印鑑届及び 納税状況等照会同意書 【様式2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑は、入札・見積り・契約等に使用する印を押印。</li> <li>・記載例を必ず確認し、作成してください。</li> </ul>
納税証明書（県税） （システム上で納税状況の 照会について同意した場 合、原則として、提出は不 要）	<p>《県を登録済みで、契約者の住所が県外から県内に移転した場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付後間もないなど、納税状況（法人の場合は法人県民税・法人事業税、個人の場合は個人事業税）がシステムで確認できない場合は、申請者に納税証明書の提出を求めることがあります。</li> <li>・県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への確定申告期限を迎えていない場合は、県税事務所に提出した「法人の設立等報告書」（法人）、「事業開業報告書」（個人）の写しを提出してください。</li> </ul> <p>《令和5年10月1日以降の申請分から適用》</p>
確認書【様式1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県を登録済みで、本社の住所が県外から県内に移転した場合</li> <li>・市町を登録済みで、本社の住所が市町外から市町内に移転した場合に提出してください。</li> </ul>

#### (5) 登録自治体の追加

書類名	説明
納税証明書（県税） （システム上で納税状況の 照会について同意した場 合、原則として、提出は不 要）	<p>《埼玉県を新たに追加する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付後間もないなど、納税状況（法人の場合は法人県民税・法人事業税、個人の場合は個人事業税）がシステムで確認できない場合は、申請者に納税証明書の提出を求めることがあります。</li> </ul> <p>《令和5年10月1日以降の申請分から適用》</p>
個 人 の み 納税証明書 「個人住民税の納税 証明書」	<p>《埼玉県を新たに追加する場合で、埼玉県内に住所がある事業者》（県内に住所がない場合は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内に交付されたもの。</li> <li>・住所地のある市町村で発行されたもの。</li> <li>・「現在において滞納（未納）の税額がないこと」の旨の記載があること。</li> <li>・滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近年度の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書</li> </ul>

書類名	説明
市（町）民税等納税関係書類	<p>«市町を新たに追加する場合で、登録する市町内に事業所（本社、支社、支店等）がある事業者»（事業所がない場合は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類の名称等は市町で異なります。</li> <li>・9 自治体（市・町）別提出書類早見表を確認してください。</li> </ul>
事業所の写真・案内図 【様式6】	<p>«上尾市、越谷市、狭山市、富士見市、ふじみ野市を新たに追加する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業所が申請自治体内にある場合</li> <li>・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。</li> <li>・案内図は、住宅地図等の添付でも可。</li> <li>・カラーでスキャンをして提出してください。</li> </ul>
① 法人（設立・解散・異動等）届出の「事業証明書」 ② 事業所実態調査票【様式7】	<p>«上尾市を新たに追加する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業所が上尾市内にある場合に提出</li> <li>・個人事業者は②事業所実態調査票【様式7】のみ。</li> </ul>

## (6) 営業品目を追加する場合

書類名	説明
営業許可書等	<p>«許可等（登録、免許、許可等）が必要な営業品目を新たに申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可等（申請日現在で有効な許可等）を受けていることを証明する書類</li> </ul>

## (7) 格付情報の変更

書類名	説明
障害者雇用状況報告書	<p>«「障害者雇用状況」で「障害者雇用状況報告書を提出していて不足数なし」を登録申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用状況報告書の添付義務のある事業者（従業員 40.0 人以上）で障害者法定雇用率を達成している事業者</li> <li>・ 公共職業安定所（ハローワーク）に提出した直近の報告書（様式第 6 号）</li> </ul>
確認書 【様式 1】	<p>«「障害者雇用状況」で「障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者で障害者を 1 名以上雇用している」を登録申請する場合»</p> <p>3 の障害者雇用欄に人数を記入してください。</p>
① I S O 14001 認証取得登録証 ② 埼玉県エコアップ認証書 ③ エコアクション 21 認証・登録証（いずれか一つ）	<p>«「環境配慮状況」を「配慮あり」で登録申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれかの認証を取得している場合（本社等で取得している場合も含む）</li> <li>・ 外国語版の場合、日本語訳文を付記又は添付すること。</li> </ul>
I S O 9001 認証取得登録証（付属書含む）	<p>«「ISO9001 登録状況」を「登録あり」で登録申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証取得業務が申請する業種に関連したものであること。</li> <li>・ 本社等で取得している場合も含む。</li> <li>・ 外国語版の場合、日本語訳文を付記又は添付すること。</li> </ul>

## (8) 使用印鑑の変更

書類名	説明
委任状・使用印鑑届及び納税状況等調査同意書 【様式 2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用印鑑は、入札・見積り・契約等に使用する印を押印。</li> <li>・ 記載例を必ず確認し、作成してください。</li> </ul>

## 9 自治体（市・町）別提出書類早見表

自治体名	書類名	説明
上尾市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内・準市内事業者のみ)	①申請する事業所が上尾市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 ・写真は申請日前3か月以内に撮影されたもの。 ・ <b>カラーでスキャンをして提出してください。</b>
	②【法人・個人】 市税に未納がないことの証明書 (市内・準市内事業者のみ)	②申請する事業所が上尾市内にある場合 ・市税に未納がないことの証明書（証明書発行センターで発行） ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	③【法人・個人】 徴収猶予許可通知書（写し） (該当する場合のみ)	③上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合は、上尾市が発行した「徴収猶予許可通知書」（写し）を提出してください。
	④【法人】 法人（設立・解散・異動等）届出の「事業証明書」 (市内・準市内事業者のみ)	④申請する事業所が上尾市内にある場合 ・上尾市内の事業所が確認できる証明書（証明書発行センターで発行） ・証明書は申請日前3か月以内に交付されたもの。
	⑤【法人・個人】 事業所実態調査票〔様式7〕 (市内・準市内事業者のみ)	⑤申請する事業所が上尾市内にある場合 ・申請する事業所について記入すること。 ※この調査票に基づき、申請事業所に訪問調査する場合があります。
北本市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、北本市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（北本市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。



自治体名	書類名	説明
行田市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、行田市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（行田市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
久喜市 ※電子入札の 対象案件を拡 大しますの で、電子入札 の準備を願 いします。	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、久喜市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（久喜市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
熊谷市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、熊谷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（熊谷市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。

自治体名	書類名	説明
越谷市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内事業者のみ)	①申請する事業所が越谷市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 <b>・カラーでスキャンをして提出してください。</b>
	②【法人・個人】市民税等の納税証明書<写し可>	②申請する事業所が越谷市内にある場合 【法人の場合】「法人市民税、（給与）特別徴収義務者用市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書（写し可）を提出してください。 【個人の場合】「市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書（写し可）を提出してください。
	③【法人・個人】上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	③上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（越谷市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
	④法人（設立・異動）届出の「営業届出済証明書」<写し可> ※法人のみ。個人の場合不要です。	④申請する事業所が越谷市内にある場合 ・営業届出済証明書<写し可>で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
<b>坂戸市</b> ※令和5年度から全て電子入札で執行しています。電子入札の準備をお願いします。	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請する事業所（本店、支店、営業所等）が坂戸市内にある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予通知書 （該当する場合のみ）	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（坂戸市発行の「徴収猶予通知書」（写し）及び新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予であることがわかる書類も併せて添付）。
<p>その他留意事項</p> <p>【所在地区分】</p> <p>坂戸市の所在地区分は下記のとおりとなります。</p> <p>(1)市内…申請事業所（本社、本店）が坂戸市内に所在する者</p> <p>(2)準市内…申請事業所（本社、本店以外の支店、営業所等）が坂戸市内に所在する者</p> <p>(3)近隣…申請事業所が川越市、東松山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町に所在する者</p> <p>(4)県内…申請事業所が前記(1)、(2)、(3)以外の埼玉県内に所在する者</p> <p>(5)県外…申請事業所が埼玉県外に所在する者</p> <p>【坂戸地区衛生組合への申請について】</p> <p>令和5・6年度の坂戸市競争入札参加資格者名簿は、坂戸地区衛生組合と共用することと致します。そのため、坂戸地区衛生組合が発注する競争入札又は随意契約（見積り）に参加を希望する事業者は、坂戸市への競争入札参加資格審査申請が必要となりますのでご注意ください。</p>		

自治体名	書類名	説明
狭山市	①【法人・個人】 滞納なし証明書	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、狭山市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】申請者の住所が狭山市内にある場合 ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 徴収猶予許可通知書	上記について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、滞納なし証明書が発行されない場合 狭山市収税課が発行する「徴収猶予許可通知書」を提出してください。
	③【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内事業者のみ)	③申請する事業所が狭山市内にある場合・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可 <b>・カラーでスキャンをして提出してください。</b>
白岡市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、白岡市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（白岡市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
蓮田市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、蓮田市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（蓮田市発行の「徴収猶予通知書」も併せて添付）。

自治体名	書類名	説明
東松山市	①【法人・個人】 市税等の納税証明書	①【法人の場合】 ・申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、法人名義で「法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書を添付してください。 ※ 法人設立後又は市内に営業所等を構えて間もなく、証明書が出ない場合は、法人の異動届出書（受付印のあるもの）の写しを提出してください。 【個人の場合】 ・申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、個人名義で「個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書を添付してください。
深谷市	①【法人・個人】 市税に滞納がないことの証明書	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、深谷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】申請者の住所が深谷市内にある場合 ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 徴収猶予許可通知書	上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、市税に滞納がないことの証明書が発行されない場合 深谷市が発行した「徴収猶予許可通知書」を提出してください。
富士見市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 （市内事業者のみ）	①申請事業所の所在地に関わらず、富士見市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 <u>・カラーでスキャンをして提出してください。</u>
	②【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	②申請する事業所が富士見市内にある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
ふじみ野市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内事業者のみ)	①申請する事業所がふじみ野市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 <b>・カラーでスキャンをして提出してください。</b>
	②【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	②申請事業所の所在地に関わらず、ふじみ野市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
三郷市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、三郷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
伊奈町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
小鹿野町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
鳩山町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
美里町	①【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、美里町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（美里町発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。

自治体名	書類名	説明
三芳町	①【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、三芳町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（三芳町発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
毛呂山町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
吉見町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
寄居町	①【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、寄居町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（寄居町発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。

物品等競争入札参加資格審査 問い合わせ先

共同受付参加自治体

自治体名	担当課	電話番号
埼玉県	入札審査課審査担当	048-830-5775
上尾市	契約検査課契約担当	048-775-5116
北本市	財政課契約・検査担当	048-594-5513
行田市	契約検査課契約担当	048-556-1111 (内線213)
久喜市	財政課契約係	0480-22-1111
熊谷市	契約課総務係	048-524-1111 (内線511)
越谷市	契約課	048-963-9131
坂戸市	財政課契約検査係	049-283-1331 (内線246)
狭山市	契約検査課	04-2953-1130
白岡市	財政課工事検査室	0480-92-1111 (内線365)
蓮田市	契約検査課	048-768-3111 (内線281)
東松山市	契約検査課契約担当	0493-21-1445
深谷市	契約検査課契約係	048-574-6634
富士見市	総務課契約検査担当	049-252-7130
ふじみ野市	契約・法務課契約・検査係	049-262-9010
三郷市	契約課	048-930-7767
伊奈町	総務課	048-721-2111
小鹿野町	総合政策課契約担当	0494-75-4196
鳩山町	政策財政課	049-296-1212
美里町	総合政策課	0495-76-1114
三芳町	施設マネジメント課 管財契約担当	049-258-0019 (内線452・453・454)
毛呂山町	管財課管財係	049-295-2112 (内線541)
吉見町	総合政策課	0493-54-1516
寄居町	財務課管財契約班	048-581-2121(内線322・324)



# 【巻末資料1】 業種表・営業品目一覧

1 販売、2 賃貸			
販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>01 OA機器・用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- CADソフトウェア	不要
2	<input type="checkbox"/>	OA用品	
3	<input type="checkbox"/>	OA機器 (パソコン除く)	
4	<input type="checkbox"/>	- ソフトウェア	
5	<input type="checkbox"/>	- トナーカートリッジ	
6	<input type="checkbox"/>	パソコン (付属品含む)	
7	<input type="checkbox"/>	パソコンシステム (配線工事を伴うもの)	
8	<input type="checkbox"/>	プロッタ	
9	<input type="checkbox"/>	磁気カードリーダー	
10	<input type="checkbox"/>	- 電子印鑑	
11	<input type="checkbox"/>	汎用コンピュータ	
<b>02 文具・事務機器・用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	印刷用機器類	不要
2	<input type="checkbox"/>	- 印刷用消耗品	
3	<input type="checkbox"/>	- ゴム印	
4	<input type="checkbox"/>	- シール・ステッカー	
5	<input type="checkbox"/>	事務用機器類	
6	<input type="checkbox"/>	設計製図用機器類	
7	<input type="checkbox"/>	- 単票伝票・連続伝票	
8	<input type="checkbox"/>	- 文房具	
9	<input type="checkbox"/>	- マスターペーパー	
10	<input type="checkbox"/>	- 窓空き封筒	
11	<input type="checkbox"/>	- レントゲン袋	
12	<input type="checkbox"/>	- 印鑑	
13	<input type="checkbox"/>	- 漢字プリンタ用応用紙	
14	<input type="checkbox"/>	看板印刷用大型プリンター	
15	<input type="checkbox"/>	- 中質紙	
16	<input type="checkbox"/>	- 電子複写機用紙	
17	<input type="checkbox"/>	- 板目紙	
18	<input type="checkbox"/>	- 封筒類 (窓空き封筒を除く)	
19	<input type="checkbox"/>	- 保存箱	
20	<input type="checkbox"/>	- 包装紙	
21	<input type="checkbox"/>	- その他和洋紙・紙加工品	
<b>03 書籍</b>			
1	<input type="checkbox"/>	電子媒体書籍	不要
2	<input type="checkbox"/>	地図	
3	<input type="checkbox"/>	医学書	
4	<input type="checkbox"/>	住宅地図	
5	<input type="checkbox"/>	書籍全般	
6	<input type="checkbox"/>	地形図	
7	<input type="checkbox"/>	地質図	
<b>04 家具</b>			
1	<input type="checkbox"/>	鋼製家具類	不要
2	<input type="checkbox"/>	木製家具類	
3	<input type="checkbox"/>	移動棚	
4	<input type="checkbox"/>	学校用家具 (鋼製類)	
5	<input type="checkbox"/>	学校用家具 (木製類)	
6	<input type="checkbox"/>	作業台	
7	<input type="checkbox"/>	書庫	
8	<input type="checkbox"/>	図書室用家具 (鋼製類)	
9	<input type="checkbox"/>	図書室用家具 (木製類)	
10	<input type="checkbox"/>	展示用家具 (ショーケースなど)	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可の提出が必要です。  
 (注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
 (注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

<b>05 室内装備品 (屋内装飾品)</b>			
1	<input type="checkbox"/>	カーテン	不要
2	<input type="checkbox"/>	カーペット	
3	<input type="checkbox"/>	ブラインド・スクリーン	
4	<input type="checkbox"/>	暗幕	
5	<input type="checkbox"/>	玄関マット等	
6	<input type="checkbox"/>	紅白幕	
7	<input type="checkbox"/>	畳 (柔道畳を除く)	
8	<input type="checkbox"/>	その他室内装備品 (屋内装飾品)	
<b>06 厨房機器</b>			
1	<input type="checkbox"/>	ガスレンジ・ガステーブル	不要
2	<input type="checkbox"/>	コンベクションオーブン	
3	<input type="checkbox"/>	陳列ケース (冷凍・冷蔵を含む)	
4	<input type="checkbox"/>	温水ボイラー	
5	<input type="checkbox"/>	給茶器	
6	<input type="checkbox"/>	浄水器	
7	<input type="checkbox"/>	食器類	
8	<input type="checkbox"/>	食材棚	
9	<input type="checkbox"/>	生ゴミ処理機	
10	<input type="checkbox"/>	製氷器	
11	<input type="checkbox"/>	茶道具	
12	<input type="checkbox"/>	調理台	
13	<input type="checkbox"/>	湯沸器	
14	<input type="checkbox"/>	配膳卓	
15	<input type="checkbox"/>	流し台	
16	<input type="checkbox"/>	その他一般用調理器具	
17	<input type="checkbox"/>	その他業務用厨房機器	
<b>07 建具</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- サッシ	不要
2	<input type="checkbox"/>	- ドア	
3	<input type="checkbox"/>	- ふすま	
4	<input type="checkbox"/>	- 雨戸	
5	<input type="checkbox"/>	各種シャッター	
6	<input type="checkbox"/>	- 戸	
7	<input type="checkbox"/>	- 障子	
8	<input type="checkbox"/>	- 網戸	
9	<input type="checkbox"/>	- その他建具	
<b>08 舞台装置</b>			
1	<input type="checkbox"/>	演台	不要
2	<input type="checkbox"/>	舞台照明 (調光器含む)	
3	<input type="checkbox"/>	舞台道具 (大道具・小道具)	
4	<input type="checkbox"/>	舞台幕	
5	<input type="checkbox"/>	緞帳	
6	<input type="checkbox"/>	その他舞台装置	
<b>09 寝具類</b>			
1	<input type="checkbox"/>	ふとん類	不要
2	<input type="checkbox"/>	ベッド (介護、医療用は含まず)	
3	<input type="checkbox"/>	乳幼児用ベッド (介護、医療用は含まず)	
4	<input type="checkbox"/>	その他寝具類	

販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>10 車輛・船舶・バイク・自転車</b>			
1	<input type="checkbox"/>	乗用自動車	不要
2	<input type="checkbox"/>	ハイブリッド自動車	
3	<input type="checkbox"/>	電気自動車	
4	<input type="checkbox"/>	天然ガス自動車	
5	<input type="checkbox"/>	貨物自動車	
6	<input type="checkbox"/>	福祉車両(リフト車他)	
7	<input type="checkbox"/>	消防車両(ポンプ車・救助工作車・救急車他)	
8	<input type="checkbox"/>	タンクローリー	
9	<input type="checkbox"/>	トラック(クレーン車・ダンプ車含む)	
10	<input type="checkbox"/>	トレーラー	
11	<input type="checkbox"/>	バス(マイクロバス含む)	
12	<input type="checkbox"/>	バス(福祉・身障者用)	
13	<input type="checkbox"/>	改造車	
14	<input type="checkbox"/>	自転車(電動アシスト自転車含む)	
15	<input type="checkbox"/>	バイク	
16	<input type="checkbox"/>	コンテナ	
17	<input type="checkbox"/>	自動発艇機	
18	<input type="checkbox"/>	手動発艇機	
19	<input type="checkbox"/>	ボート(救難用を含む)	
20	<input type="checkbox"/>	ヨット	
21	<input type="checkbox"/>	船	
22	<input type="checkbox"/>	船外機	
23	<input type="checkbox"/>	電動カート	
24	<input type="checkbox"/>	浮標(ブイ)	
25	<input type="checkbox"/>	その他自動車	
26	<input type="checkbox"/>	その他船・ボート関連品	
<b>11 自動車用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	自動車用品	不要
2	<input type="checkbox"/>	微粒子除去装置(DPF)	
3	<input type="checkbox"/>	補修部品(トラック・バス)	
4	<input type="checkbox"/>	補修部品(架装)	
<b>12 燃料類</b>			
1	<input type="checkbox"/>	ガソリン	※必要(注1)
2	<input type="checkbox"/>	軽油	
3	<input type="checkbox"/>	灯油	
4	<input type="checkbox"/>	重油	
5	<input type="checkbox"/>	ジェット燃料	
6	<input type="checkbox"/>	ペレット	
7	<input type="checkbox"/>	液化石油ガス・都市ガス	
8	<input type="checkbox"/>	石炭製品	
9	<input type="checkbox"/>	その他燃料類(豆炭・練炭など)	
10	<input type="checkbox"/>	電力	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。  
(注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

<b>13 医療機器</b>			
1	<input type="checkbox"/>	健康診断用測定検査機器	※必要(注2)
2	<input type="checkbox"/>	救急・予防処置用機器	
3	<input type="checkbox"/>	医療用一般設置機器	
4	<input type="checkbox"/>	手術室設備機器類	
5	<input type="checkbox"/>	医療用画像診断装置	
6	<input type="checkbox"/>	生理機能検査測定装置	
7	<input type="checkbox"/>	検体検査用機器類	
8	<input type="checkbox"/>	内臓機能等検査測定機器類	
9	<input type="checkbox"/>	歯科用診療機器	
10	<input type="checkbox"/>	眼科用診療機器	
11	<input type="checkbox"/>	耳鼻咽喉科用診療機器	
12	<input type="checkbox"/>	産婦人科用診療機器	
13	<input type="checkbox"/>	身体機能・感覚機能測定評価機器類	
14	<input type="checkbox"/>	知覚神経及び心理学診察等機器類	
15	<input type="checkbox"/>	適正検査器・知能テスト	
16	<input type="checkbox"/>	物理療法用機器類	
17	<input type="checkbox"/>	運動療法用機器類	
18	<input type="checkbox"/>	作業療法用機器類	
19	<input type="checkbox"/>	義肢装具、補装具類	
20	<input type="checkbox"/>	調剤関連機器類	
21	<input type="checkbox"/>	医薬品注入器	
22	<input type="checkbox"/>	医療用消耗品類	
23	<input type="checkbox"/>	衛生材料類	
<b>14 医療用薬品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	医療用医薬品	※必要
2	<input type="checkbox"/>	一般用医薬品	
3	<input type="checkbox"/>	医療用ガス	不要
4	<input type="checkbox"/>	救急セット	
<b>15 介護機器</b>			
1	<input type="checkbox"/>	車椅子	不要
2	<input type="checkbox"/>	車椅子(スポーツ用)	
3	<input type="checkbox"/>	車椅子入浴装置	
4	<input type="checkbox"/>	移動補助機器	
5	<input type="checkbox"/>	手すり	
6	<input type="checkbox"/>	昇降キッチン	
7	<input type="checkbox"/>	段差解消機	
8	<input type="checkbox"/>	床ずれ予防用品	
9	<input type="checkbox"/>	入浴介護機器	
10	<input type="checkbox"/>	トイレ介護機器	
11	<input type="checkbox"/>	食事補助機器	
12	<input type="checkbox"/>	コミュニケーション機器	
13	<input type="checkbox"/>	視覚障害者用機器類	
14	<input type="checkbox"/>	日常生活介護機器類	
15	<input type="checkbox"/>	生活介護用品	
16	<input type="checkbox"/>	育児関連機器類	
17	<input type="checkbox"/>	介護・医療用ベッド、周辺用品	
18	<input type="checkbox"/>	リハビリテーション機器	
19	<input type="checkbox"/>	音声案内板・触知板	
20	<input type="checkbox"/>	会話補助機器類	
21	<input type="checkbox"/>	その他介護機器	
<b>16 測量機器</b>			
1	<input type="checkbox"/>	トータルステーションシステム	不要
2	<input type="checkbox"/>	光波距離計	
3	<input type="checkbox"/>	水平器	
4	<input type="checkbox"/>	その他測量機器	

販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>17 理化学機器</b>			不要
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PH計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エアサンプラー	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オシロスコープ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	クリーンルーム・クリーンベンチ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ゴムプラスチック自動比重計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	清浄度検査機器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	データレコーダ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	デジタル騒音計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ドラフトチャンバー	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイクロプレートリーダー	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイクロトーム	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	滅菌器・無菌器・滅菌器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	圧力計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安全キャビネット	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遺伝子解析装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	引張り・せん断試験機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遠心分離器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遠心粉碎機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	温湿度記録計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	気象観測装置(風向風速計など)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	牛、豚、肉質分析装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	金属探知機	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	計量器検査機器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	元素抽出・分析装置(クロマトグラフなど)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	光度計(分光・吸光など)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	恒温恒湿器(インキュベータ)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	恒温槽	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	硬度計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	採水器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	酸性雨自動分析装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実験台(作業台、流し台を含む)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	車速計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	臭気測定器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	純水製造装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	色彩色差計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	食品測定機器(糖度計など)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	振とう器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水質検査キット	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水質測定装置(BOD測定器など)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水理実験装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前処理装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送液・減圧・加圧ポンプ	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	騒音振動測定装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大気測定装置(窒素酸化物測定装置など)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地震計測装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中和装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	超音波測定機器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	天秤(電子天秤、天秤台を含む)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電気泳動装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電気電圧測定装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土壌測定装置	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	動物実験用機器(天秤、手術台)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	粘度計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	培養器	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	比重計	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	百葉箱	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保冷库(フリーザー、製氷器含む)	

58	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	放射線測定機器	不要
59	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	万能試験機	
60	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理化学機材(ワゴン、薬品庫など)	
61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理化学用試薬等	
62	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	流量計・水道メーター	
63	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	孵卵器	
64	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	攪拌機(マグネチックスターラー)	
65	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他ラボ汎用機器(乾燥機、電気炉など)	
66	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他実験用器具(ルーペ、ピペットなど)	
67	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他分析・計量・測定・試験機器	
<b>18 光学機器・時計</b>				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	カメラ	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遠隔監視カメラ	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	顕微鏡	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	顕微鏡(レーザー・電子)	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工業用内視鏡	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	時計	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	照度計	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	双眼鏡	
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	天体望遠鏡	
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他光学機器	
<b>19 空調冷暖房機器</b>				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エアコン	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ガス暖房機	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ガスヒートポンプエアコン	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	石油暖房機	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ボイラー	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	加温機	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	加湿機・除湿機	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	換気扇	
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	空気清浄機	
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送風機	
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷却塔	
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍機	
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他空調冷暖房機器	
<b>20 家電製品</b>				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家電製品	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	照明器具	
<b>21 視聴覚機器</b>				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDP(プラズマディスプレイ)	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	音響機器類	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	視聴覚機器類	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	テレビ会議システム	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	音響設備(ステレオなど)	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電光掲示板	
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	放送設備(音声調整卓など)	
<b>22 通信放送機器</b>				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通信機器類	不要
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	携帯電話	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電話機	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。  
(注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
		<b>2 3 工作機械類</b>	
1	<input type="checkbox"/>	カンナ盤	不要
2	<input type="checkbox"/>	シャーリングマシン	
3	<input type="checkbox"/>	のこ盤	
4	<input type="checkbox"/>	フライス盤	
5	<input type="checkbox"/>	ホブ盤	
6	<input type="checkbox"/>	マシニングセンタ	
7	<input type="checkbox"/>	ワイヤーカット放電加工機	
8	<input type="checkbox"/>	金属加工機	
9	<input type="checkbox"/>	研削盤	
10	<input type="checkbox"/>	工作台	
11	<input type="checkbox"/>	工作用ロボットシステム	
12	<input type="checkbox"/>	作業用工具	
13	<input type="checkbox"/>	切断機	
14	<input type="checkbox"/>	旋盤 (NC含む)	
15	<input type="checkbox"/>	中ぐり盤	
16	<input type="checkbox"/>	電動工具	
17	<input type="checkbox"/>	溶接機	
18	<input type="checkbox"/>	その他工作機械類	
		<b>2 4 農業・建設機械類</b>	
1	<input type="checkbox"/>	エンジンカッター	不要
2	<input type="checkbox"/>	チェンソー	
3	<input type="checkbox"/>	チップパー (枝破碎機)	
4	<input type="checkbox"/>	フォークリフト	
5	<input type="checkbox"/>	ベルトコンベアー	
6	<input type="checkbox"/>	ホイールローダ	
7	<input type="checkbox"/>	運搬車	
8	<input type="checkbox"/>	運搬用機械	
9	<input type="checkbox"/>	給餌機	
10	<input type="checkbox"/>	給水機	
11	<input type="checkbox"/>	搾乳ロボットシステム	
12	<input type="checkbox"/>	散布機	
13	<input type="checkbox"/>	芝刈機	
14	<input type="checkbox"/>	集草機	
15	<input type="checkbox"/>	除雪機	
16	<input type="checkbox"/>	製茶機	
17	<input type="checkbox"/>	草刈機	
18	<input type="checkbox"/>	低温貯蔵庫	
19	<input type="checkbox"/>	噴霧器	
20	<input type="checkbox"/>	防除用機械	
21	<input type="checkbox"/>	その他建設機械類	
22	<input type="checkbox"/>	その他農業機械類	
		<b>2 5 その他機械器具</b>	
1	<input type="checkbox"/>	エアシャワーユニット	不要
2	<input type="checkbox"/>	グラウンド整備機器	
3	<input type="checkbox"/>	ゴルフ場整備機器	
4	<input type="checkbox"/>	コンポスト	
5	<input type="checkbox"/>	トイレ・洗面所関連機器	
6	<input type="checkbox"/>	ブロワ	
7	<input type="checkbox"/>	塩素容器収納器	
8	<input type="checkbox"/>	空気圧縮機 (コンプレッサー)	
9	<input type="checkbox"/>	高圧洗浄機	
10	<input type="checkbox"/>	高光度航空障害灯システム	
11	<input type="checkbox"/>	自動制御実験装置	
12	<input type="checkbox"/>	実験実習装置	
13	<input type="checkbox"/>	車両整備機械器具	
14	<input type="checkbox"/>	受変電設備	
15	<input type="checkbox"/>	集塵機	
16	<input type="checkbox"/>	焼却炉	不要
17	<input type="checkbox"/>	水中ポンプ	
18	<input type="checkbox"/>	脱臭装置	
19	<input type="checkbox"/>	配電盤実習装置	
20	<input type="checkbox"/>	発電機	
21	<input type="checkbox"/>	分配器	
22	<input type="checkbox"/>	油圧リフト	
23	<input type="checkbox"/>	その他機械器具	
		<b>2 6 教育用教材等</b>	
1	<input type="checkbox"/>	医療教材用標本	不要
2	<input type="checkbox"/>	医療教材用模型	
3	<input type="checkbox"/>	パソコン教育用テキスト	
4	<input type="checkbox"/>	プレス機 (美術・芸術用)	
5	<input type="checkbox"/>	介護福祉体験・実習機器類	
6	<input type="checkbox"/>	楽書	
7	<input type="checkbox"/>	楽譜	
8	<input type="checkbox"/>	看護・保健教育用モデル	
9	<input type="checkbox"/>	岩石切断機	
10	<input type="checkbox"/>	教材用ビデオテープ	
11	<input type="checkbox"/>	高齢者疑似体験装置	
12	<input type="checkbox"/>	採血・注射モデル	
13	<input type="checkbox"/>	作品乾燥棚	
14	<input type="checkbox"/>	指揮台	
15	<input type="checkbox"/>	実習モデル人形	
16	<input type="checkbox"/>	心理検査用具	
17	<input type="checkbox"/>	人体石こう像	
18	<input type="checkbox"/>	性教育指導用具	
19	<input type="checkbox"/>	生体シミュレーター	
20	<input type="checkbox"/>	蘇生訓練用モデル	
21	<input type="checkbox"/>	知能検査用具	
22	<input type="checkbox"/>	電気炉	
23	<input type="checkbox"/>	土練台	
24	<input type="checkbox"/>	陶芸窯	
25	<input type="checkbox"/>	乳幼児発達検査用具	
26	<input type="checkbox"/>	妊婦経過図	
27	<input type="checkbox"/>	妊婦体験ジャケット	
28	<input type="checkbox"/>	粘土台車	
29	<input type="checkbox"/>	粘土練り機	
30	<input type="checkbox"/>	譜面台	
31	<input type="checkbox"/>	保育人形	
32	<input type="checkbox"/>	その他教育用教材	
33	<input type="checkbox"/>	その他音楽教材	
34	<input type="checkbox"/>	その他地学教材	
35	<input type="checkbox"/>	その他幼児教材	
36	<input type="checkbox"/>	その他医療教材	
		<b>2 7 遊具類</b>	
1	<input type="checkbox"/>	屋外遊具施設・用品	不要
2	<input type="checkbox"/>	屋内遊具施設・用品	
3	<input type="checkbox"/>	ぬいぐるみ	
4	<input type="checkbox"/>	バルーン	
5	<input type="checkbox"/>	ボールプール	
<p>※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。  (注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  (注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。</p>			

販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>28 衣類・帽子・靴</b>			
1	<input type="checkbox"/>	エプロン	不要
2	<input type="checkbox"/>	既製服	
3	<input type="checkbox"/>	靴	
4	<input type="checkbox"/>	ゴム長靴	
5	<input type="checkbox"/>	- 注文服	
6	<input type="checkbox"/>	トレーニングウェア (縫製を伴うもの)	
7	<input type="checkbox"/>	ナース靴	
8	<input type="checkbox"/>	バッグ類	
9	<input type="checkbox"/>	安全靴	
10	<input type="checkbox"/>	雨衣	
11	<input type="checkbox"/>	作業用革手袋	
12	<input type="checkbox"/>	手袋・軍手など	
13	<input type="checkbox"/>	白衣	
14	<input type="checkbox"/>	帽子	
15	<input type="checkbox"/>	その他衣服	
16	<input type="checkbox"/>	その他皮革製品	
<b>29 消防・防災・防犯用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	アルファ米	不要
2	<input type="checkbox"/>	オイルフェンス	
3	<input type="checkbox"/>	ガス検知器	
4	<input type="checkbox"/>	非常用食糧	
5	<input type="checkbox"/>	ヘリポート夜間照明	
6	<input type="checkbox"/>	ヘルメット	
7	<input type="checkbox"/>	防災用無線機	
8	<input type="checkbox"/>	リヤカー	
9	<input type="checkbox"/>	煙体験ハウス	
10	<input type="checkbox"/>	化学消化薬剤	
11	<input type="checkbox"/>	火災通報装置	
12	<input type="checkbox"/>	回転灯	
13	<input type="checkbox"/>	簡易トイレ	
14	<input type="checkbox"/>	簡易組立式建物	
15	<input type="checkbox"/>	救助袋	
16	<input type="checkbox"/>	救助用ネットバスケット	
17	<input type="checkbox"/>	緊急時浄水装置	
18	<input type="checkbox"/>	交通安全教育用信号機	
19	<input type="checkbox"/>	交通安全指導用品	
20	<input type="checkbox"/>	交通安全用旗、小物、反射シール等	
21	<input type="checkbox"/>	災害用毛布	
22	<input type="checkbox"/>	消火器	
23	<input type="checkbox"/>	- 消防服等	
24	<input type="checkbox"/>	投光器	
25	<input type="checkbox"/>	避難器具	
26	<input type="checkbox"/>	- 非常用水	
27	<input type="checkbox"/>	防災ズキン	
28	<input type="checkbox"/>	防災倉庫	
29	<input type="checkbox"/>	防犯カメラ	
30	<input type="checkbox"/>	誘導灯	
31	<input type="checkbox"/>	その他防犯用品	
32	<input type="checkbox"/>	その他消防・防災用品	
<b>30 スポーツ用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	アウトドア用品	不要
2	<input type="checkbox"/>	カヌー用品	
3	<input type="checkbox"/>	スポーツタイマー	
4	<input type="checkbox"/>	トレーニング機器 (エルゴメーターなど)	
5	<input type="checkbox"/>	プール用品 (プールクリーナー等)	
6	<input type="checkbox"/>	フロアーシート	
7	<input type="checkbox"/>	弓道用品	
8	<input type="checkbox"/>	球技用品	

9	<input type="checkbox"/>	剣道用品	不要
10	<input type="checkbox"/>	射撃競技用品	
11	<input type="checkbox"/>	柔道畳	
12	<input type="checkbox"/>	体操用品	
13	<input type="checkbox"/>	卓球台	
14	<input type="checkbox"/>	登山用品	
15	<input type="checkbox"/>	馬術競技用品	
16	<input type="checkbox"/>	防球ネット	
17	<input type="checkbox"/>	陸上用品	
18	<input type="checkbox"/>	その他スポーツ用品	
19	<input type="checkbox"/>	その他武道用品	
<b>31 楽器</b>			
1	<input type="checkbox"/>	管楽器	不要
2	<input type="checkbox"/>	鍵盤楽器	
3	<input type="checkbox"/>	弦楽器	
4	<input type="checkbox"/>	打楽器	
5	<input type="checkbox"/>	和楽器	
6	<input type="checkbox"/>	その他楽器	
<b>32 徽章・カップ・美術工芸品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- カップ類	不要
2	<input type="checkbox"/>	- トロフィー、楯	
3	<input type="checkbox"/>	- メダル	
4	<input type="checkbox"/>	- 徽章 (議員バッジなど)	
5	<input type="checkbox"/>	考古品複製品	
6	<input type="checkbox"/>	美術工芸品	
7	<input type="checkbox"/>	文化財複製品	
<b>33 看板・標識・旗・環境美化用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	カラーコーン	不要
2	<input type="checkbox"/>	のぼり	
3	<input type="checkbox"/>	バイオトイレ	
4	<input type="checkbox"/>	ワッペン	
5	<input type="checkbox"/>	横断幕	
6	<input type="checkbox"/>	各種看板	
7	<input type="checkbox"/>	各種旗	
8	<input type="checkbox"/>	各種標識	
9	<input type="checkbox"/>	屑入れ (施設用)	
10	<input type="checkbox"/>	掲示板	
11	<input type="checkbox"/>	懸垂幕	
12	<input type="checkbox"/>	- 犬鑑札票	
13	<input type="checkbox"/>	工事用看板	
14	<input type="checkbox"/>	自発光交差点板	
15	<input type="checkbox"/>	室内サイン全般	
16	<input type="checkbox"/>	卓上型国旗	
17	<input type="checkbox"/>	その他環境美化用品	
<b>34 食料品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- 飲食料品 (非常用は含まず)	不要
<b>35 肥料・飼料・農薬</b>			
1	<input type="checkbox"/>	- 一般農業用薬品	※必要
2	<input type="checkbox"/>	- 飼料	不要
3	<input type="checkbox"/>	- 芝生用薬品	※必要
4	<input type="checkbox"/>	- 樹木用薬品	
5	<input type="checkbox"/>	- 肥料	
<b>36 動植物・用品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	園芸用品	不要
2	<input type="checkbox"/>	動物用品	
3	<input type="checkbox"/>	植木	
4	<input type="checkbox"/>	生花	
5	<input type="checkbox"/>	動物	

販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
<b>37 金物類</b>			
1	<input type="checkbox"/>	カギ	不要
2	<input type="checkbox"/>	スコップ類	
3	<input type="checkbox"/>	建築金物(釘類・ビニール生子枚)	
4	<input type="checkbox"/>	刃物類(鎌など)	
5	<input type="checkbox"/>	梯子・脚立	
6	<input type="checkbox"/>	その他金物類	
<b>38 工業用薬品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	エタノール	※ 必要 (注1) (注2)
2	<input type="checkbox"/>	塩化カルシウム	
3	<input type="checkbox"/>	ポリ塩化アルミニウム	
4	<input type="checkbox"/>	メタノール	
5	<input type="checkbox"/>	液体酸素	
6	<input type="checkbox"/>	液体窒素	
7	<input type="checkbox"/>	塩化第二鉄	
8	<input type="checkbox"/>	塩酸	
9	<input type="checkbox"/>	苛性ソーダ	
10	<input type="checkbox"/>	活性炭	
11	<input type="checkbox"/>	次亜塩素酸カルシウム	
12	<input type="checkbox"/>	次亜塩素酸ソーダ	
13	<input type="checkbox"/>	硝酸カルシウム	
14	<input type="checkbox"/>	水素	
15	<input type="checkbox"/>	石灰	
16	<input type="checkbox"/>	炭酸ナトリウム(ソーダ灰)	
17	<input type="checkbox"/>	動物用薬品	
18	<input type="checkbox"/>	硫化水素発生抑制剤	
19	<input type="checkbox"/>	硫酸	
20	<input type="checkbox"/>	硫酸バンド	
21	<input type="checkbox"/>	その他工業用薬品	
<b>39 建設資材・部材・材料品</b>			
1	<input type="checkbox"/>	グレーチング(側溝用)	不要
2	<input type="checkbox"/>	セメント類	
3	<input type="checkbox"/>	タイル	
4	<input type="checkbox"/>	トタン類	
5	<input type="checkbox"/>	トラロープ	
6	<input type="checkbox"/>	バリケード	
7	<input type="checkbox"/>	ボルト類	
8	<input type="checkbox"/>	マンホール	
9	<input type="checkbox"/>	一般塗料	
10	<input type="checkbox"/>	下水汚泥焼却炉用流動砂	
11	<input type="checkbox"/>	砂・砂利	
12	<input type="checkbox"/>	遮水シート	
13	<input type="checkbox"/>	集塵機用濾布	
14	<input type="checkbox"/>	針金・ナマシ線	
15	<input type="checkbox"/>	人工芝	
16	<input type="checkbox"/>	道路用塗料	
17	<input type="checkbox"/>	壁材	
18	<input type="checkbox"/>	濾過砂	
19	<input type="checkbox"/>	凍結防止剤	
20	<input type="checkbox"/>	アスファルト製品(常温合材等)	
21	<input type="checkbox"/>	コンクリート製品(測溝蓋、境界杭等)	
22	<input type="checkbox"/>	道路保安用品(ポストコーン等)	
23	<input type="checkbox"/>	交通安全施設資材(反射テープ、反射板等)	
24	<input type="checkbox"/>	鋼製品(境界錠等)	
25	<input type="checkbox"/>	鋳鉄製品	
26	<input type="checkbox"/>	木材	
27	<input type="checkbox"/>	その他建設資材	
28	<input type="checkbox"/>	その他部材・材料品	

<b>40 百貨・ギフト</b>			
1	<input type="checkbox"/>	百貨・ギフト	不要
<b>41 その他百貨</b>			
1	<input type="checkbox"/>	アルバム	不要
2	<input type="checkbox"/>	おしぼり	
3	<input type="checkbox"/>	タオル	
4	<input type="checkbox"/>	プリペイドカード	
5	<input type="checkbox"/>	ベビー関連用品(ほ乳ビン、椅子など)	
6	<input type="checkbox"/>	防塵マスク・めがね	
7	<input type="checkbox"/>	各種ティッシュ類	
8	<input type="checkbox"/>	写真関連用品	
9	<input type="checkbox"/>	清掃用品	
10	<input type="checkbox"/>	選挙七つ道具	
11	<input type="checkbox"/>	その他雑貨	

<b>3 買受け</b>			
<b>50 買受け</b>			営業許可
1	<input type="checkbox"/>	鉄・非鉄くず	不要
2	<input type="checkbox"/>	紙・繊維くず	※ 必要
3	<input type="checkbox"/>	自動車	
4	<input type="checkbox"/>	機械	
5	<input type="checkbox"/>	事務機器	
6	<input type="checkbox"/>	その他の買受け	

<b>4 印刷(印刷の請負)</b>			
<b>60 印刷(製本含む)</b>			営業許可
1	<input type="checkbox"/>	一般印刷	不要
2	<input type="checkbox"/>	フォーム印刷	
3	<input type="checkbox"/>	封筒印刷	
4	<input type="checkbox"/>	シール・ラベル印刷	
5	<input type="checkbox"/>	その他の印刷	
6	<input type="checkbox"/>	製本	

<b>5 電算(電子計算に関する業務)</b>			
<b>70 電算業務</b>			営業許可
1	<input type="checkbox"/>	データエントリー	不要
2	<input type="checkbox"/>	ファシリティ・マネージメント	
3	<input type="checkbox"/>	ソフトウェア等セットアップ	
4	<input type="checkbox"/>	システム分析	
5	<input type="checkbox"/>	システム開発(汎用機系)	
6	<input type="checkbox"/>	システム開発(PC・CSS系)	
7	<input type="checkbox"/>	ネットワークシステム設計・構築	
8	<input type="checkbox"/>	ネットワークシステム運用・保守	
9	<input type="checkbox"/>	G I S 関連業務	
10	<input type="checkbox"/>	画像処理関連業務	
11	<input type="checkbox"/>	CAD/CAM関連業務	
12	<input type="checkbox"/>	インターネットシステム関連業務	
13	<input type="checkbox"/>	ホームページ関連業務	
14	<input type="checkbox"/>	コンピュータ技術教育	
15	<input type="checkbox"/>	電子媒体作成関連業務	
16	<input type="checkbox"/>	セキュリティ関連業務	
17	<input type="checkbox"/>	データベースサービス	
18	<input type="checkbox"/>	その他の電算業務	

6 催物、映画、広告、その他の業務		
	営業品目(小分類)	営業許可
80 催物等		
1	<input type="checkbox"/> 催物の企画・運営等関連業務	不要
2	<input type="checkbox"/> 催物の会場設営業務	
3	<input type="checkbox"/> 展示等関連業務	
4	<input type="checkbox"/> 音響・舞台照明等関連業務	
5	<input type="checkbox"/> 製作等関連業務	
6	<input type="checkbox"/> その他催物関連業務	
7	<input type="checkbox"/> 映画又はビデオ制作業務	
8	<input type="checkbox"/> 広告代理業務	
9	<input type="checkbox"/> 写真撮影業務	
81 その他の業務		
1	<input type="checkbox"/> 旅行代理業務	※必要
2	<input type="checkbox"/> 庁内文書集配・発送業務	不要
3	<input type="checkbox"/> 封入及び封かん業務	
4	<input type="checkbox"/> テープ版・点字版発行業務	
5	<input type="checkbox"/> 給食業務	※必要
6	<input type="checkbox"/> 洗濯業務	※必要
7	<input type="checkbox"/> 市場調査業務	不要
8	<input type="checkbox"/> 世論調査業務	
9	<input type="checkbox"/> 広報紙新聞折り込み及び配布業務	
10	<input type="checkbox"/> 統計書類の受入れ、保管、配送業務	
11	<input type="checkbox"/> 施設における中央材料室業務	
12	<input type="checkbox"/> その他業務	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。  
(注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。  
(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

**【注「81 その他の業務」のうち、「12その他業務」を選択する場合の留意点】**

「13ヘリコプター点検・整備等業務」から「46コールセンター業務」までのいずれかを必ず選択してください。  
※「12その他業務」も合わせて選択することになります。

(「12その他業務」のみの単独の選択はできません。13から46までの営業品目の入力がない場合、入札に参加したい品目が特定できないため、データを削除します。)

**【例「人材派遣業務」を申請する場合】**

- 12  その他業務  
14  人材派遣業務

12と14の両方に  
チェック

	「12その他業務」の内訳(小分類)	営業許可
13	<input type="checkbox"/> ヘリコプター点検・整備等業務	不要
14	<input type="checkbox"/> 人材派遣業務	※必要
15	<input type="checkbox"/> 旅客運送業務	※必要
16	<input type="checkbox"/> 環境関係測定機器保守業務	不要
17	<input type="checkbox"/> 貨物運送業務	※必要
18	<input type="checkbox"/> 健康診断業務	※必要
19	<input type="checkbox"/> 職員住宅管理業務	不要
20	<input type="checkbox"/> 文書廃棄業務	
21	<input type="checkbox"/> 保険業務	※必要
22	<input type="checkbox"/> コンビニエンスストア収納代行業務	不要
23	<input type="checkbox"/> 速記業務	
24	<input type="checkbox"/> 音声・録音反訳業務	
25	<input type="checkbox"/> 職業紹介業務	
26	<input type="checkbox"/> 放置車両確認業務	
27	<input type="checkbox"/> 計装設備点検・検査業務	
28	<input type="checkbox"/> 集計・調査、企画研究、計画策定業務	
29	<input type="checkbox"/> 文化財調査保存修復等関連業務	
30	<input type="checkbox"/> 水質検査業務	
31	<input type="checkbox"/> 漏水調査業務	
32	<input type="checkbox"/> 水道検針料金収納等業務	
33	<input type="checkbox"/> 環境施設運転管理業務	
34	<input type="checkbox"/> 緊急通報システム業務	
35	<input type="checkbox"/> 不法投棄防止パトロール、回収等業務	
36	<input type="checkbox"/> 自転車等撤去業務	
37	<input type="checkbox"/> 医療事務業務	
38	<input type="checkbox"/> 福祉医療介護等業務	
39	<input type="checkbox"/> 理化学検査業務	
40	<input type="checkbox"/> 検体検査業務	
41	<input type="checkbox"/> 臨床検査業務	
42	<input type="checkbox"/> 食品衛生検査業務	
43	<input type="checkbox"/> 車両運行业務	
44	<input type="checkbox"/> 学力検査業務	
45	<input type="checkbox"/> 遊具・体育器具等点検保守業務	
46	<input type="checkbox"/> コールセンター業務	

7 建築物管理

		営業品目(小分類)	従業員数	売上	営業許可	
<b>90 管理業務</b>						
1	<input type="checkbox"/>	清掃	人	千円	不要	
2	<input type="checkbox"/>	人間警備	人	千円	※必要	
3	<input type="checkbox"/>	機械警備	人	千円	※必要	
4	<input type="checkbox"/>	環境測定	人	千円	不要	
5	<input type="checkbox"/>	殺虫・消毒	人	千円		
6	<input type="checkbox"/>	駐車場管理	人	千円		
<b>91 運転業務</b>						
1	<input type="checkbox"/>	受変電・非常電源・負荷・電気保安管理	人	千円	不要	
2	<input type="checkbox"/>	通信設備	人	千円		
3	<input type="checkbox"/>	空調機械	人	千円		
4	<input type="checkbox"/>	ボイラー	人	千円		
5	<input type="checkbox"/>	冷凍機	人	千円		
6	<input type="checkbox"/>	給排水衛生設備	人	千円		
7	<input type="checkbox"/>	電話交換	人	千円		
<b>92 点検・検査業務</b>						
1	<input type="checkbox"/>	受変電・非常電源・負荷・電気保安管理	人	千円	不要	
2	<input type="checkbox"/>	通信設備	人	千円		
3	<input type="checkbox"/>	空調機械	人	千円		
4	<input type="checkbox"/>	ボイラー	人	千円		
5	<input type="checkbox"/>	冷凍機	人	千円		
6	<input type="checkbox"/>	上水槽・貯水槽清掃	人	千円		
7	<input type="checkbox"/>	給排水衛生設備	人	千円		
8	<input type="checkbox"/>	ガス設備	人	千円		
9	<input type="checkbox"/>	浄化槽保守点検	人	千円		※必要
10	<input type="checkbox"/>	浄化槽清掃	人	千円		※必要
11	<input type="checkbox"/>	搬送運搬設備	人	千円		不要
12	<input type="checkbox"/>	防災設備	人	千円		
<b>93 廃棄物処理業務</b>						
1	<input type="checkbox"/>	一般廃棄物	人	千円	※必要	
2	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物	人	千円	※必要	

各営業品目に従事する従業員数です。同一人物が複数の営業品目に従事する場合、適宜配分します。

各営業品目の売上です。複数の営業品目を申請する場合、適宜配分します。

合計人数

合計額

人

千円

従業員数の合計は、総従業員数以下にしてください。超えた場合、エラーになります。

合計額は、決算情報の売上高以下にしてください。超えた場合、エラーになります。



## 【巻末資料2】 営業許可が必要な業種・営業品目一覧

業種表・営業品目については、県のホームページで確認してください。

営業許可が必要な業種・営業品目は次のとおりです。登録する場合、許可書等を提出してください。

業種・営業品目		必要な許可・届出等	
販売	12 燃料類（注1）	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス販売事業	<input type="checkbox"/> 一般ガス事業・ガス小売事業
		<input type="checkbox"/> 簡易ガス事業	<input type="checkbox"/> 揮発油販売業
		<input type="checkbox"/> 石油販売業	<input type="checkbox"/> 小売電気事業
	13 医療機器（注2）	<input type="checkbox"/> 医療機器販売業（注3）	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等販売業（注3）
		<input type="checkbox"/> 医薬品販売業（注3）	<input type="checkbox"/> 薬局開設者（注3）
14 医療用薬品	<input type="checkbox"/> 医薬品販売業（注3）	<input type="checkbox"/> 薬局開設者（注3）	
	<input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業（注3）		
35 肥料・飼料・農薬	<input type="checkbox"/> 肥料販売業	<input type="checkbox"/> 農薬販売業	
38 工業用薬品 （注1）（注2）	<input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業（注3）	<input type="checkbox"/> 高圧ガス販売事業	
	<input type="checkbox"/> 動物用医薬品販売業		
賃貸	13 医療機器（注2）	<input type="checkbox"/> 医療機器貸与業（注3）	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等貸与業（注3）
買受け	50 -	<input type="checkbox"/> 古物商営業	
催物、 映画、 広告、 その他の 業務	1 旅行代理業務	<input type="checkbox"/> 旅行業	
		5 給食業務	<input type="checkbox"/> 飲食店営業
	6 洗濯業務	<input type="checkbox"/> クリーニング業	
	14 人材派遣業務	<input type="checkbox"/> 労働者派遣事業許可	
	81 15 旅客運送業務	<input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送業	<input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送業
		<input type="checkbox"/> 特定旅客自動車運送業	
	17 貨物運送業務	<input type="checkbox"/> 一般（特定）貨物自動車運送業	
	18 健康診断業務	<input type="checkbox"/> 病院開設許可	<input type="checkbox"/> 診療所開設届
21 保険業務	<input type="checkbox"/> 損害保険業	<input type="checkbox"/> 自動車共済事業	
25 職業紹介業務	<input type="checkbox"/> 有料職業紹介業許可		
建築物管 理	90 2 人間警備	<input type="checkbox"/> 警備業【埼玉県公安委員会の認定】	
		<input type="checkbox"/> 警備業【埼玉県以外の公安委員会の認定】と埼玉県公安委員会への営業所設置等届出	
	3 機械警備	<input type="checkbox"/> 警備業と埼玉県公安委員会への機械警備業届出	
	92 9 浄化槽保守点検	<input type="checkbox"/> 浄化槽保守点検業【埼玉県、さいたま市及び県内中核市のいずれかの登録】	
		10 浄化槽清掃	<input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）
	93 一般廃棄物処理	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）	
<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）			
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業			
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業【埼玉県、さいたま市及び県内中核市のいずれかの許可】			
産業廃棄物処理	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業（注4）	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業（注4）	
官公需適格組合		<input type="checkbox"/> 官公需適格組合証明書	

注1 販売数量によって、届出が不要場合があります。注2 品目によって、許可・届出が不要場合があります。

注3 許可書上の住所（所在地）と契約者の住所が一致していることが必要です。注4 1つの許可が2つの許可を兼ねることがあります。

建築物管理 （営業に許可等は不要ですが、証明書を有 することを登録する場合、チェックし、許 可書等の写しを提出ください。）	<input type="checkbox"/> 環境衛生総合管理業	
	<input type="checkbox"/> 飲料水貯水槽清掃業	<input type="checkbox"/> 飲料水水質検査業
	<input type="checkbox"/> ねずみこん虫等防除業	<input type="checkbox"/> 空気環境測定業
	<input type="checkbox"/> 計量証明事業	<input type="checkbox"/> 作業環境測定機関
	<input type="checkbox"/> 清掃業	<input type="checkbox"/> 医療関連サービスマーク